

公衆衛生系専門職大学院  
自己点検・評価報告書

平成 27 年 4 月

帝京大学 大学院公衆衛生学研究科

## 目 次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 序 章 .....           | 2  |
| 本 章                 |    |
| 1 使命及び目的 .....      | 3  |
| 2 教育の内容・方法・成果       |    |
| 2－(1) 教育課程等 .....   | 11 |
| 2－(2) 教育方法等 .....   | 26 |
| 2－(3) 成果等 .....     | 34 |
| 3 教員組織 .....        | 38 |
| 4 学生の受け入れ .....     | 46 |
| 5 学生生活 .....        | 51 |
| 6 教育研究環境 .....      | 56 |
| 7 管理運営 .....        | 61 |
| 8 点検・評価及び情報公開 ..... | 65 |
| 終 章 .....           | 71 |

## 序 章

帝京大学大学院公衆衛生学研究科は、「患者や地域住民の健康回復・増進と、社会全体の健全な医療体制の持続的な発展と医療の質の継続的な向上に寄与するために、公衆衛生上の諸課題に対して指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができる高度専門職業人を養成する」ことを目的として、平成 23 年 4 月に医学部・大学院医学研究科とは独立した日本で初めての公衆衛生系専門職大学院として帝京大学内に開設された。平成 26 年 4 月には博士後期課程も開設して公衆衛生学を総合的に教育できる体制を確立した。

本研究科では、学校教育法第 109 条第 3 項に規定する認証評価を受けるべく、文部科学大臣より公衆衛生系専門職大学院の評価機関として認証されている「公益財団法人大学基準協会」に平成 27 年度の公衆衛生系専門職大学院認証評価の受審申請を行った。

認証評価の受審に先だって、本研究科内に「自己点検・評価委員会」を組織し、認証評価の準備を進めてきたところである。

本報告書は、認証評価を受けるにあたって、以下の 8 つの大項目に沿って、「大学院公衆衛生学研究科自己点検・評価委員会」が、平成 23 年 4 月開学時より平成 26 年 5 月までの本研究科の教育研究活動及び管理体制について、現状の説明、自己点検・評価、将来への取組みをまとめたものである。

- 1 使命及び目的
- 2 教育の内容・方法・成果
- 3 教員組織
- 4 学生の受け入れ
- 5 学生生活
- 6 教育研究環境
- 7 管理運営
- 8 点検・評価及び情報公開

平成 27 年 4 月

帝京大学大学院公衆衛生学研究科  
自己点検・評価委員会  
教授 山岡 和枝 (研究科長)  
教授 中田 善規  
教授 原 邦夫  
教授 松浦 正明  
教授 山本 秀樹

## 本章

### 1 使命及び目的

#### [現状の説明]

#### 目的の適切性

(評価の視点1-1) 当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的が明文化されているか。

帝京大学大学院公衆衛生学研究科(以下「本研究科」という)は、平成23年度に帝京大学(以下「本学」という)内に独立した大学院組織として設置された研究科であり、本研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程(以下「本専門職学位課程」という)は、専門職大学院設置基準に基づく専門職学位課程である。

本専門職学位課程は、「帝京大学大学院学則」(以下「本大学院学則」という)第1条に掲げる専門職学位課程の教育目的「本大学院専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した実践的能力を培うものとする。」に基づき、「患者や地域住民の健康回復・増進と、社会全体の健全な医療体制の持続的な発展と医療の質の継続的な向上に寄与するために、様々な公衆衛生上の諸課題に対して指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができる高度専門職業人を養成する。」ことを目的としている。これは、本大学院学則第1条の「努力をすべての基とし偏見を排し、幅広い知識を身につけ、国際的視野に立って判断ができ、実学を通して創造力及び人間味豊かな専門性ある人材の養成を目的とする」という本学の建学の精神を具現化したものである。

上記の本専門職学位課程の目的は、本研究科博士後期課程の目的と共に、本学大学院学則第5条に明文化されている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-4 帝京大学大学院学則(第1章第1条、第5条)

(評価の視点1-2) 当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的が、専門職学位課程制度の目的と整合したものであるか。

本大学院学則第5条に明文化されている「患者や地域住民の健康回復・増進と、社会全体の健全な医療体制の持続的な発展と医療の質の継続的な向上に寄与するために、様々な公衆衛生上の諸課題に対して指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができる高度専門職業人を養成する。」という本専門職学位課程の目的は、本学大学院学則第1条の「本大学院専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した実践的能力を培うものとする。」という目的に基づいたものであり、これらの目的を実現するため、本専門職学位課程では、以下のディプロマポリシー(学位授与に関する方針)を定めている(表1-2-1)。

表1-2-1 本専門職学位課程のディプロマポリシー（学位授与に関する方針）

公衆衛生学研究科（専門職学位課程）は、国内外の現場で発生する公衆衛生上の諸問題に対して専門領域ごとに指導的立場で問題解決型の対処ができる高度専門職業人の養成を目指している。従って、高度専門職業人養成という観点から以下のような能力を身につけ、かつ2年コースの場合は2年以上、1年コースの場合は1年以上在学し、課題研究報告書の審査に合格し所定の単位を修めた者に対して学位を授与する。

1. 環境・社会との関わりから健康事象を理解し、対処できる専門的知識・技術・態度を習得する。特に今日の医学・医療を取り巻く状況の変化を理解し、実際の現場で対処できる専門的な技術と指導力を有している。
2. 集団を対象とした健康事象の把握手法、および因果関係推定の技法であり、根拠に基づく医療（EBM：Evidence Based Medicine）に必須である疫学を修得することにより、科学的医療を実践できる専門的な技術と指導力を有している。
3. 予防、診断・治療、社会復帰に係わる社会的取組み、諸システムを包括的に理解し、それを医学・医療の実践に適用できる専門的な技術と指導力を有している。
4. 公衆衛生学の見地に立って、身体的・心理的・社会的に弱い状況におかれた者の立場を理解した総合的医学や全人的医療・地域医療が実践できる専門的な技術と指導力を有している。

本専門職学位課程の人材養成の目的は、一言でいうと、公衆衛生の専門知識・スキルと公衆衛生マインドを身につけ、公衆衛生現場で発生する諸課題に対して問題解決を実践する高度専門職業人を養成することになるが、具体的な職種別の人材像を示すと、下表1-2-2の通りである。

表1-2-2 本専門職学位課程における職種別の主な養成人材像

1. 大手企業等の産業保健従事者（総括産業医・労働衛生コンサルタントなど産業保健の専門的かつ指導的立場の産業保健従事者）
  2. 医療機関のコメディカル部門管理者（高いマネジメント能力を備えた医療管理職）
  3. 治験等の臨床試験従事者（高い技能と管理能力を有する臨床試験責任統括医師、臨床試験看護師、生物統計専門家など）
- ※上記の3職種以外にも、行動科学・健康教育の専門家、国際保健の専門家、環境衛生の専門家、EBMを実践できる臨床疫学の専門家などの人材も養成する。

本学が掲げる本専門職学位課程の目的及びディプロマポリシーは、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」（専門職大学院設置基準第2条第1項）とい

う専門職大学院制度の目的に整合したものである。

【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-4 帝京大学大学院学則(第1章第1条、第5条)
- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(4頁～5頁／ディプロマポリシー (学位授与に関する方針))

**目的の周知**

(評価の視点1－3) 当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的は、教職員、学生等の学内の構成員へ周知が図られているか。また、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に公表されているか。

本研究科の目的並びに本専門職学位課程の目的は、学生募集要項、履修要項、パンフレット等の刊行物において明示している。

教職員に対しては、本研究科の学生募集要項や履修要項の配付によって周知している。また、目的等の改定に際しては、「研究科委員会(教授会)」での審議や教員会議での報告を通して周知を図っている。

入学志願者に対しては、本研究科の入試説明会や個別の学校見学時において、本研究科のパンフレット等の資料で説明している。特に入試説明会や学校見学時の教員による個別面談では、入試志願者の個々のキャリアプランに応じて専門の教員が個別に説明を行っており、入試志願者は本専門職学位課程の目的等の理解を深めている。

入学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて、本研究科の目的、設置に至る経緯や現況についてパワーポイント等でのプレゼンテーションを実施しているほか、履修要項で説明を行っている。

これらの情報や資料は全て、本研究科のホームページに掲載し、資料についてはダウンロードできるようにしており社会一般にも公表されている。

【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-1 平成27年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科(専門職学位課程・博士後期課程)学生募集要項(2頁)
- ・ 別添資料1-2 帝京大学大学院2015(医学研究科、薬学研究科、医療技術学研究科、公衆衛生学研究科)パンフレット(7頁)
- ・ 別添資料1-3 帝京大学公衆衛生学研究科専門職大学院パンフレット
- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程

履修要項(82頁／帝京大学大学院学則第1章第1条、第5条)

- ・ 帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科 [http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate\\_school/sph/](http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate_school/sph/)

### 特色ある取り組み

(評価の視点1-4) 当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に関して、特色として強調すべき点はあるか。また、固有の目的を実現するための中長期のビジョンあるいは戦略があるか。

本専門職学位課程は、「患者や地域住民の健康回復・増進と、社会全体の健全な医療体制の持続的な発展と医療の質の継続的な向上に寄与するために、様々な公衆衛生上の諸課題に対して指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができる高度専門職業人を養成する。」ことを目的としている。これは、本学の「実学」、「国際的視点に立った判断」という建学の精神を礎としており、より具体的には本学の中期計画に沿って以下のような特色を有する。

1) 平成26年度より従来から実践していた問題解決型教育アプローチと融合させ、Lancetで提唱された保健医療教育の「コンピテンシー基盤型教育」を平成26年度より導入し、公衆衛生上の諸課題に対して問題解決型の対処ができる高度専門職業人を養成するためのより実践的な新たな教育・指導の方法論とその評価システムを構築した。これは、建学の精神である「実学」の理念を具現化するために中長期計画に設定されている教育の質の保証を反映したものである(中長期計画-1(1))。

2) 専門職大学院としての実践的発展性を考え、保健医療を取り巻く社会システムと本学全体の戦略と結び付けながら各領域において特有の活動を行っている。

疫学領域では、EBMに関する研究・実践を通じて帝京大学EBMセンター(※1)とのコラボレーションを推進し、生物統計領域では「帝京大学臨床研究センター(Teikyo Academic Research Center)」(※2)を通じて、医学部・薬学部・附属病院と共同で医師主導の臨床研究を促進している。

また、産業保健の領域では、本学大学院医療技術学研究科看護学専攻、「帝京大学女性医師・研究者支援センター」(※3)や、学外の研究機関(労働科学研究所)、産業界(複数の大手企業)と連携して、女性を中心とする社会人向けの履修証明プログラム「産業保健高度専門職養成の大学院プログラム【文部科学省委託事業】」(※4)を立ち上げている(平成27年4月開講)。今後は、保健行政医療管理分野では、病院経営や医療情報システムに関する研修制度を確立し、全ての領域で実社会のニーズに対応した実務と教育の連結環となろうというビジョンがある。

さらに、地域保健の領域では東日本大震災の被災地である石巻をフィールドとする専門の研究班を立ち上げて地域の自治体や医療従事者と共同で実態調査・研究を進めている。この活動は、日本学術会議主催のシンポジウム等を通じて、「公衆衛生システムの改善による地域の災害レジリエンス向上」をテーマとして社会一般に向けた提言にもつながっている。

これらは、建学の精神である「実学」の理念を具現化するために中長期計画に設定されている社会連携の推進を反映したものである（中長期計画－3（6））

- 3) 社会人のリフレッシュ教育を目的として実務経験者を対象とする修了年限1年コースを設けている。また、本専門職学位課程の正規科目である「ハーバード特別講義」については、公衆衛生の実務家を含めた学外の受講生にも科目等履修プログラムとして広く公開している。さらに、前述した「産業保健高度専門職養成の大学院プログラム」についても同様に社会人を対象としている。これは建学の精神である「実学」の理念を具現化するために中長期計画に設定されている社会人に対する学習機会の提供を反映したものである（中長期計画－3（7））
- 4) 本専門職学位課程は、本学の海外戦略の推進を目的で設置された「グローバルオフィス(Global Office)」(※5)と連動し、欧米のみでなく東アジアやASEAN諸国の海外学術機関との提携や具体の交流(教員派遣、学生交流、共同シンポジウムの開催等)においてその中心的役割を果たしている(表1－4)。これは建学の精神である「国際的視点に立った判断」の理念を具現化するために中長期計画に設定されている海外大学との交流を反映したものである(中長期計画－4（1）)

表1－4 海外提携校（本研究科と関連の深いもののみ記載）

| 国名     | 学校名          | 提携    |
|--------|--------------|-------|
| イギリス   | ダラム大学        | 1989年 |
| イギリス   | オックスフォード大学   | 1990年 |
| イギリス   | ケンブリッジ大学     | 1991年 |
| アメリカ   | ハーバード大学      | 1993年 |
| 台湾     | 台北医学大学       | 1991年 |
| 中国     | ハルピン医科大学     | 1997年 |
| タイ     | チュラロンコン大学    | 2011年 |
| 中国     | 香港中文大学       | 2012年 |
| インドネシア | パンダアチェ大学     | 2012年 |
| インドネシア | 国立インドネシア大学   | 2014年 |
| フィリピン  | フィリピン大学 マニラ校 | 2014年 |

- 5) 本専門職学位課程では、公衆衛生学のグローバルスタンダードである米国公衆衛生大学院教育協議会の基準に則り、「疫学」、「生物統計学」、「行動科学・健康教育学」、「保健行政・医療管理学」、「産業環境保健学」の5分野を設けている。また、5つの基本分野のうち3つ以上の基本分野を有する博士課程設置も基準として求めているが、本研究科では専門職学位課程に加えて平成26年度から博士後期課程を開講している。ちなみに、この博士後期課程のカリキ

ユラム編成においては、専門職学位課程との接続性を担保できるよう授業科目を編成している。これは建学の精神である「国際的視点に立った判断」の理念を具現化するために中長期計画に設定されている海外交流の促進を反映したものである（中長期計画－4（2））

#### 【注 釈】

##### ※1 帝京大学EBM(Evidence-Based Medicine)センター

エビデンスに基づく医療・保健・研究・教育の実現を目指して、現存する最新・最良のエビデンスの利用の普及を図ると共に、新たなエビデンスを作成するための基盤を整備し、学内の臨床研究に対する総合的な支援を行っている本学機関。

##### ※2 帝京大学臨床研究センター (Teikyo Academic Research Center)

患者、医療者、社会が作る安心と信頼を構築するために、世界的視野に立った臨床研究に関わる研究・教育を実践し、医薬品・医療機器、検査法・診断法、治療法の新たな開発を通じて、医学、医療、保健の進歩に貢献することを目的とした本学機関。

##### ※3 帝京大学女性医師・研究者支援センター

男女共同参画の視点から共同参画構築に向けた支援対策と、研究者の人材育成のための教育基盤強化を目的とした本学機関。

##### ※4 帝京大学産業保健高度専門職養成の大学院プログラム【文部科学省委託事業】

産業保健分野の高度人材の養成を目的する履修証明プログラム。「医療・福祉・健康分野」で、女性医師及び女性産業保健師・衛生管理者の「学び直し」に力点を置き、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム。

##### ※5 グローバルオフィス (Global Office)

本学の中長期計画に掲げる国際化の推進(海外大学との交流、海外交流の促進)を図るために、本学板橋キャンパスに設置された組織。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-6 帝京大学中長期計画における公衆衛生学研究科のACTION PLAN
- ・ 別添資料1-7 帝京大学産業保健高度専門職の大学院プログラム募集要項
- ・ 帝京大学ホームページ/帝京大学中長期計画概要  
[http://www.teikyo-u.ac.jp/university/medium\\_plan/summary/](http://www.teikyo-u.ac.jp/university/medium_plan/summary/)

## 【点検・評価（長所と問題点）】

本研究科並びに本専門職学位課程における長所と考えられる点について、後述する内容も含めて以下にまとめた。

- 1) 本学の建学の精神に掲げる「幅広い知識」、「国際的視野」、「実学」、「人間味豊かな専門性」は、そのまま公衆衛生の専門性に当てはまる言葉であり、本研究科が本学に作られる必然性は高い。そのため、我が国で初めての独立の公衆衛生専門職大学院、米国公衆衛生教育協議会の認証基準の求める必須5分野を満たす設立計画など、本研究科の長所・特色そのものが本学の使命及び目的と一体となっている。
- 2) グローバル展開として、ハーバード公衆衛生大学院との学術提携（および本専門職大学院の共同運営）を初めとし、英国提携校(オックスフォード大、ダラム大)、アジア国際交流として提携、教員交流、学生交流等を積極的に展開している。またグローバルスタンダードに則ったカリキュラム（5領域の設定、博士後期課程との接続性、海外客員教授の講義）や組織編成（独立運営組織）は、今後の大学の世界展開において必須のことであり、その観点からは先行大学に比べて本学の強みとなっている。
- 3) 「コンピテンシー基盤型教育」の導入ならびに運営の過程において、公衆衛生学専門職として求められる実務家育成のための方法についてFDとして教員全員で協議・検討を重ねたことにより、教育実践の改善に努めた。具体的には2013年12月から2014年3月まで、全教員が定期的に協議を行い公衆衛生専門職が修得すべき能力・資質(コンピテンシー)の検討を繰り返し行い、教員間の意思疎通を図った。このような過程を経て最終的に知識・技能・態度を併せ持つ、包括的な実践力を磨くことを目的とした帝京版日本型コンピテンシーモデルの開発を行い、これをポートフォリオによる学生の自己形成の補助、課題研究/特別研究のプロセスを重視した指導方法の確立に繋げており、このような独自の的方法論は教育・指導面医における大きな長所となっている。

問題点としては以下の2点が挙げられる。

一つは、平成26年度より、「コンピテンシー基盤型教育」を導入し、新たな教育・指導の方法論とその評価システムを構築したところであるが、今後はこの新たな方法論のさらなる充実や実運用を通じて得られるノウハウの体系化を図るとともに、社会システム等の外部環境の変化に柔軟に対応し継続発展していける組織であり続けることが極めて重要な課題となる。そのため教職員全体を含めた組織内での使命観の共有とそれを外部明確に発信し続ける必要があると認識している。

また、留学生の派遣・受入れといった海外と提携校との交流面においては、秋入学の導入検討や単位互換、主に途上国からの留学生の生活面の支援等、個別詳細に協議を重ね実効性を担保できる新たな制度面での整備が今後の課題である。

### [将来への取り組み・まとめ]

本専門職学位課程がグローバルスタンダードの公衆衛生学の必須領域を包括的に学ぶために設立され、それに沿って教育課程も編成されていることは教職員や入学後の学生には周知されているが、未だ社会的に広く周知されているとは言えない。そこで公衆衛生学領域自身の内容とその重要性を我々の教育研究実践活動の充実と発展を通して広く社会に示すと共に、広報・宣伝活動をさらに強めるなどの組織的な取り組みを強める必要がある。具体的には以下の通りである。

- 1) ホームページによる情報発信の一層の充実を図るとともに、本研究科パンフレット以外に、ポスターやリーフレットを作成する。
- 2) 医療技術研究科、薬学研究科などの他研究科と連携することで、授業科目数を増やすことによって、現在の特別コース・プログラムをさらに拡張し、社会や学生のニーズに応えた内容としていく(例：産業保健高度人材プログラムなど)
- 3) 「女性医師・研究者支援センター」と連携し、社会人や女性にとって学びやすい環境の整備を充実させていく。
- 4) 大学院連携プログラムのグローバル化を一層推進することにより、連携した学際的かつ国際的な教育体制の構築を推進していく。研究活動の相互交流を進め、グローバル展開の充実を推進していく。
- 5) 国内の保健医療関連研究機関等との連携を広げ、教育・研究活動の幅を拡充していく。

## 2 教育の内容・方法・成果

### 2-(1) 教育課程等

#### [現状の説明]

#### 教育課程の編成

##### (1) 授業科目の開設状況

(評価の視点2-1) 専門職学位課程制度の目的及び当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか。

本専門職学位課程の教育課程は、(評価の視点1-1)の目的並びに(評価の視点1-2)のディプロマポリシー(学位授与に関する方針)を踏まえ、下表のカリキュラムポリシーを定めている。

表2-1 本専門職学位課程のカリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)

1. 国際標準として公衆衛生専門職に求められる一定レベルの知識・技能を習得するため、米国の公衆衛生教育協会の認定基準に準拠し、「疫学」、「生物統計学」、「行動科学・健康教育学」、「保健行政・医療管理学」、「産業環境保健学」の5つの領域(科目群)を設け、養成する人材像にかかわらず、各領域の基礎科目を必修科目としている。
2. 社会や環境との関わりで人間を捉えるという疫学的な思考と公衆衛生マインドを涵養するため、養成する人材像にかかわらず、「疫学」と「生物統計学」を、講義・演習共に必修科目として設定している。
3. 現場の問題に発し現場の実践に資する能力を身につけるため、理論先行の公衆衛生教育から一歩踏み出し、ケースメソッド演習やグループ討論、現場実習による実践教育に重点を置き、各養成人材に適合する演習科目や実習科目を配置している。(表2-2参照)
4. 公衆衛生上の広範かつ多様な課題に対応できる専門能力を育成するため、地域医療や国際保健、緩和医療に関連する科目も設けている。
5. 海外の最新事情や最先端の知識に触れグローバルな視点を身につけるため、5つの領域ごとの世界的権威であるハーバード大学教授陣による「特別講義(冬季集中)」を設けている。

上記のカリキュラムポリシーに基づく本専門職学位課程の教育課程の主な特色は、国際的な公衆衛生専門職大学院の標準に合わせた基本5分野である①「疫学」、②「生物統計学」、③「行動科学・健康教育学」、④「保健行政・医療管理学」、⑤「産業環境保健学」を体系的に学ぶことができるよう授業が構成されている点である。この5分野の各基礎科目は必修科目として専門職学位取得に必須である。さらに選択科目を通じて理解を深めて発展させることができるよう授業科目を開設している。

また、高度専門職業人養成という教育目的のため、実務で応用できる知識や技能修得を目指し、「地域保健学実習」、「医療管理学実習」、「国際保健実習」、「産業環境保健学実習」などの実習の機会を提供している。

さらに学生一人一人が本人の問題意識に基づいたテーマで取り組む「課題研究」を最終成果物としている。こうした実習科目と課題研究を通して、上記基本5分野の知識を実際に活用するレベルに到達させるように努めている。

このように、本専門職学位課程においては、教育目的、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーが、それぞれ整合性を持って定められており、本専門職学位課程の目的を達成するために相応しい授業科目が編制されている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(3頁/2. カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針))

### (2)学術分野の発展や社会の要請に対応した教育課程の編成

(評価の視点2-2) 公衆衛生系専門職に必要な能力を養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されているか。

公衆衛生学は広く人々の生命や生活を守ることを目標にした学術分野である。公衆衛生では現在、保健医療だけの知識では解決不可能な問題を多く抱えている。たとえば急速な高齢化に伴う人口構成の変化、医療費の高騰、健康格差の問題、災害対策、新興感染症アウトブレイクの危機管理など、多様な問題がある。これらはいずれも社会経済的側面にも着目することが必要であり、かつ実現可能性が高い対策を多くの利害関係者(ステークホルダー)との協調の中で実現することが求められている。

現在の公衆衛生問題に対する真の解決に取り組む高度専門職には問題解決能力の形成が不可欠である。本専門職学位課程の必修科目の「課題研究」では、まさに問題解決型方式による報告を課している。すなわち、問題を疫学と統計の知識をもとに量的に把握して分析するのみならず、その後の多様なステークホルダーとの関係や、費用対効果といった財政面での実現可能性などについても分析手法を身につけるのである。

そして現場の諸課題をとりあげて議論するケースメソッド、小グループで取り組むグループ学習、実習で現場の課題に共に取り組むことを通じ、基本5分野の知識を得ると同時に、多様な教育手法を通じて複雑化する公衆衛生の問題に対応できる能力を育てている。

なお、演習科目や実習科目については、各養成人材に適合する科目を適切に配置している。

表 2-2 各養成人材に適合する演習科目や実習科目

|                                  |
|----------------------------------|
| 【総括産業医・労働衛生コンサルタント】産業環境保健学実習     |
| 【産業・環境保健の作業環境測定士・環境計量士】産業環境保健学実習 |
| 【コメディカル部門の管理者】医療経営学演習、医療管理学実習    |
| 【臨床試験・生物統計の専門家】臨床試験演習、データ解析演習    |
| 【国際保健の専門家】国際保健学演習、国際保健実習         |
| 【生活習慣指導の専門家】健康行動科学演習             |
| 【地域保健医療の専門家】地域保健学実習              |

さらに、発展的なテーマである「医療経済学」、「医療コミュニケーション」、「臨床試験概論」など、多様なテーマについて学習する選択科目も用意している。

平成 26 年度からはこれらに加え、マネジメント能力や他分野との連携、リーダーシップを發揮できる人材が社会から求められていることから、専門職に必要な能力としてコンピテンシーを設定し、修了時に 8 つのコンピテンシーを修得していることを必須とするコンピテンシー基盤型教育を導入した。

コンピテンシーとは「ある職務において卓越した業績を生み出す要因となっている個人の基盤的特徴」と定義される。高い成果を挙げる人が持つ資質や能力のことである。文部科学省の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(2008 年)の中で、大学教育では「何を教えるか」ではなく「何ができるようになるか」に力点を置くことが確認された。「何ができるようになるか」は学習の結果として得られること事前に明確にして教育目標とする。「修了者が到達すべき目標を明確化し、これらの目標を達成できるような教育の提供を説明責任をもって行うもの」をアウトカム基盤型教育(OBE)といい、コンピテンシー基盤型教育とほぼ同義で用いられる。これは学士課程のみならず、実務と直結した専門職教育課程に適していると考えられる。

コンピテンシーにおいては、研究者ではなく実務を行う専門職養成のための大学院として、専門職たるにふさわしい能力・資質を明示することは、学習を行う上でもその教育を行う上でも有用と考えられる。いま欧米で広がっているアウトカム基盤型教育と修得すべきコンピテンシー設定は世界的流れになっている。本学の建学の精神にある国際的視野を持つためには国際的基準に則った教育は必須である。公衆衛生専門職に求められるコンピテンシーについて、米国公衆衛生大学院協会(ASPPH)は 2006 年に 7 つの項目を提示している。本大学院ではこれらの背景も含め検討した結果、以下の 8 項目の資質・能力を本学の専門職学位規程(MPH)コアコンピテンシーとして定めた。こうした公衆衛生活動の実践能力や公衆衛生の実務家としての資質をより具体化し、8 つのコンピテンシーとして明示化し、教育課程においてその各項の習得を目指す。

## 専門職学位課程 (MPH) 修了のために求められる資質・能力

### I. コミュニケーションと情報科学

データを収集、取捨選択・統合して意味のある情報とし、目的に応じて戦略的に情報提供や知識共有を進める能力

1. 他者と意思疎通し、他者から学び、他者に働きかける積極的な姿勢を持つ。
2. コミュニケーションに必用十分な文書作成と説明・会話ができる。
3. データの収集、処理、伝達のために使える手段と設備、制度を説明できる。
4. 社会、組織、個人の要因やそのヘルスリテラシーに応じたコミュニケーションができる。

### II. 多様性と文化

世界及び国内、地方・地域のさまざまな個人や社会(組織)と協力して活動する能力

1. 異なる文化的価値観や社会的伝統に応じた保健計画や戦略を策定できる。
2. 公衆衛生に関係するさまざまな職種の役割を説明できる。
3. 人々が自ら参加する公衆衛生活動の成立条件を説明できる。
4. 健康格差を生み出している多様で構造的な不平等の要因を説明できる。

### III. リーダーシップ

組織や社会の抱える問題の解決のために未来を見据えた目標を作り、伝え、共有させるとともに、それに向かって献身的に取り組む能力

1. 組織の使命と役割および将来目標について明確に説明できる。
2. 人々が合意形成し、協力して問題解決できるよう動機づけできる。
3. チーム作り、交渉および紛争解決ができる。
4. 全ての行動で透明性を維持し、誠実かつ勤勉に活動できる。

### IV. 医学・生物学的基礎

公衆衛生の基礎に医学・生物学があることを理解しそれに基づき判断する能力

1. 生物学的、化学的、物理的な要因と健康の関わりを説明できる。
2. 疾病の予防と管理のために、生物学の原則を適用することができる。

## V. 専門家としての職業意識

身体的・心理的・社会的に弱い状況におかれた者の立場を十分に理解・共感し、公衆衛生上の倫理規範に基づいて実践する能力

1. 清廉潔白さ、熱意、誠実、すべての人を尊重するという意識を常に持つことができる。
2. 公衆衛生の倫理要項や人権規約、社会正義を公衆衛生の実践に適用できる。
3. 常に専門職としての知識と技術の維持向上に努め社会の変化に対応できる。

## VI. 計画策定

個人や社会の健康向上を図るための戦略を描き、発展させ、実施し、評価するための計画(保健計画)を策定する能力

1. 保健計画における目的、測定可能な目標、関連の活動、期待される成果を説明できる。
2. 個人、組織、社会の様々な要求に優先順位をつけ、それに基づいて資源配分を行える。
3. 保健計画について「構造」、「過程」、「結果」のそれぞれ評価の相違を説明できる。
4. 定性的・定量的評価各々の信頼性と妥当性、強み、限界、適切な応用法を説明できる。

## VII. システム思考

公衆衛生的事象は、人間と社会制度との動的相互作用から生まれることを理解し、システムが個人・グループ・組織・社会・環境間の関係に及ぼす影響を認識する能力

1. システムアプローチを公衆衛生的問題に応用する際の長所・短所を評価できる。
2. 公衆衛生システムの変更で生じる意図しない結果を同定、説明できる。
3. 政治的・社会経済的政策の変化に伴う地方・国家・国際レベルでの影響を分析できる。
4. 公衆衛生関連の問題やシステムの世界的潮流、相互依存の影響を分析、説明できる。

## VIII. 国際通用性

公衆衛生分野の世界の最新の情報を収集・理解し、国際通用言語でコミュニケーションでき、国内外の実践活動についてグローバルな視点で述べる能力

1. 世界の最新の公衆衛生学上の成果や動向を収集、理解できる。
2. 英文で報告書などを作成することができ、国際学会等で発表・討論することができる。
3. 自分の関わる公衆衛生学上の課題についてグローバルな視点で述べることができる。

【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(13頁～17頁／8. 授業科目の概要)

(評価の視点2-3(1))教育課程が、公衆衛生系分野の研究動向を踏まえ、実務に必要な専門知識、思考力、分析力、表現力等を修得させると共に、高い倫理観・国際的視野を持つプロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されているか。

本専門職学位課程の教育課程では、実務に必要な専門知識について座学に留まらない教育方法を通じて活きた知識として修得させている。これは専門職大学院設置基準の第8条にあるとおり「実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査または双方向もしくは多方向に行われる討論もしくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う」ことを重要視しているためである。

思考力と分析力は能動的な学習方法によって鍛錬される。各科目の授業は受身に講義を受けるだけではなく、受講者が積極的に学ぶ小グループ学習や予習を前提とした発表や討論、課題研究における問題解決への取り組みにより、これらのスキルを高めることができる。

表現力は、授業内での発表ならびに課題研究の中間・最終発表を通じて他者を納得させる表現力を身につけられるようにしている。さらに、主に課題研究で得た知見で公表に値する内容は学会や学術雑誌などでの報告を積極的に促している。発表の場を設けることで他者に伝える経験を豊富に用意して表現力を磨いている。

倫理観については、公衆衛生倫理学が必修科目になっており、医療倫理学と同時に昨今、個人の自由と集団の利益に代表されるような公衆衛生特有の倫理の諸課題を議論する授業も必修として全員が履修する。授業科目以外にも国内外の専門家を招いてゲストスピーカーの講演と懇談会を持つなど、高い専門的業績を挙げる人々の仕事と人となりを直接に感じる機会を提供し、プロフェッショナルの基盤ともなる高い専門家意識や倫理観の醸成に努めている。倫理教育については、課題研究の取り組みの際に、必要に応じて学内の倫理委員会に申請することもあり、その実践を通じて研究や活動についての倫理的配慮を学ぶ機会がある。

国際性という観点からは、本学では米国ハーバード大学との連携を活かし、毎年1月に特別講義として集中講義を実施している。この講義では世界でも著名な教授陣を招き、定評のある最先端の知識の講義に参加できる。講義は基本5分野について行われ、学生は各授業を選択科目の1つとして単位を取得できる。さらに同集中講義には本学のアジア諸国の提携校の学生や、科目等履修生や聴講生として学外の社会人にも門戸を開いており、多様な経歴を持つ社会人と一緒に英語による授業での討論を行っている。また、この時期にあわせて毎年国際シンポジウムを行い、シンポジウム前後に参加者らと議論する機会もある。これらの機会を通じて世界に発信できる素養を

身につけている。国際交流に関する多様な機会と方法を与えることで国際的視野を持つ人材育成に励んでいる。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(16頁～17頁／8. 授業科目の概要)
- ・ 別添資料2-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科第4回ハーバード特別講義科目等履修生募集要項

### (3)教育課程の体系的な編成

(評価の視点2-3(2)) 公衆衛生系の共通の基盤となる、疫学、医療統計学、環境科学、保健医療管理学、社会及び行動科学(医療倫理学を含む)に関する内容を基本に、幅広い科目を適切に学べる教育課程の編成に配慮しているか。

授業科目は公衆衛生の共通の基盤となる5分野が基本となるよう設計されている。授業科目は必修科目と選択科目からなる。「疫学概論」(4単位)、「基礎生物統計学」(4単位)、「健康行動科学概論」(2単位)、「産業環境保健学概論」(1単位)を必修とし、「保健医療政策概論」(2単位)または「医療管理学・安全管理学概論」(2単位)を選択必修として、合計13単位を必ず取得するようになっている。

そして全ての分野に共通する科目として「公衆衛生倫理学」(1単位)と「医学基礎・臨床医学入門」(2単位)の2科目を必修科目として配置している。さらに、各5分野において偏りなく編成された選択科目(28科目)を開講している。この5分野は、公衆衛生の専門大学院教育の制度が充実している米国において、公衆衛生大学院の認可組織である Council on Education for Public Health (CEPH)による認可基準として具体的に示されているが、それに準拠したカリキュラムを開学当初から採用してきた。

さらに、「課題研究(6単位)」では、計画段階から公衆衛生にかかわる問題の分析と主要要因を考え、解決のための方策を考える。学生はこのプロセスを通じて、基盤となる5分野の内容を網羅した体系的知識を駆使して問題解決型の課題研究に取り組むことになる。その際には担当となる研究指導教員が中心となって個別に指導することに加え、中間報告会、小グループ検討会、最終報告会において各5分野の教員全員がチームで学生指導にあたる。授業と課題研究の継続的プロセスを通じて、基本の5分野の科目を体系的に学ぶ機会がある。そして実際の問題解決に取り組むことで公衆衛生学的知識を実践的に活用する。

【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(26頁／13. 授業科目一覧)

(評価の視点2-3(3)) 基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目が開設され、かつ、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されているか。

本専門職学位課程では、教育課程を段階的に行うため、各分野で必修科目を基礎教科として前期に実施し、その後に発展的な内容について学ぶ配慮を行っている。なお、学期を前期の前半(a学期)、前期の後半(b学期)、後期の前半(c学期)、後期の後半(d学期)という4つに区分している。選択科目の一部は1単位のため、8コマの授業をa,b,c,d各学期で履修することができる。特に発展的な内容についてはこの1単位の授業で多様な科目を開講している。

たとえば、生物統計学の分野では、前期で「基礎生物統計学」を必修として履修する。後期にはその次の段階である「応用生物統計学」や「データ解析演習」を履修する。さらに臨床試験演習の発展的な内容は、1年の最後のd学期に用意されているなど、基礎を確認してから発展的な内容を履修するように工夫している。

更に、長期休暇中も夏季と冬季にそれぞれ実習や課題研究の調査などを行うようにしている。

表2-3 平成26年度授業科目・授業時間

| 科目<br>区分                                       | 授業科目の名称               | 単位数    |        |        | 授業<br>形態 | 授業時間割            |        |        |        |
|--|-----------------------|--------|--------|--------|----------|------------------|--------|--------|--------|
|  |                       | 必<br>修 | 選<br>必 | 選<br>択 |          | 配<br>当<br>年<br>次 | 学<br>期 | 曜<br>日 | 時<br>限 |
| 疫<br>学   | 疫学概論                  | 4      |        |        | 講義<br>演習 | 1                | a・b    | 木      | 3,4    |
|  | 臨床疫学概論                |        |        | 4      | 講義<br>演習 | 1・2              | c・d    | 木      | 3,4    |
|  | 特別講義(疫学)              |        |        | 1      | 講義       | 1・2              | w      | 1月     |        |
| 生<br>物<br>統<br>計<br>学                          | 基礎生物統計学               | 4      |        |        | 講義       | 1                | a・b    | 水      | 1,2    |
|  | 応用生物統計学               |        |        | 2      | 講義       | 1・2              | c・d    | 火      | 1      |
|  | データ解析演習               |        |        | 2      | 演習       | 1・2              | c・d    | 火      | 2      |
|  | 臨床試験概論                |        |        | 2      | 講義       | 1・2              | c・d    | 火      | 3      |
|  | 臨床試験演習                |        |        | 1      | 演習       | 1・2              | d      | 火      | 4      |
|  | 特別講義(生物統計学)           |        |        | 1      | 講義       | 1・2              | w      | 1月     |        |
| 行<br>動<br>科<br>学<br>・<br>健<br>康<br>教<br>育<br>学 | 健康行動科学概論              | 2      |        |        | 講義       | 1                | a・b    | 水      | 3      |
|  | 健康教育学                 |        |        | 1      | 講義       | 1・2              | b      | 水      | 4      |
|  | 医療コミュニケーション学/健康行動科学演習 |        |        | 1      | 講義<br>演習 | 1・2              | c      | 水      | 2      |
|  | 終末期医療実習               |        |        | 1      | 実習       | 1・2              | s      | 個別設定   |        |
|  | 特別講義(行動科学)            |        |        | 1      | 講義       | 1・2              | w      | 1月     |        |
| 保<br>健<br>行<br>政<br>・<br>医<br>療<br>管<br>理<br>学 | 保健医療政策概論              |        | 2      |        | 講義       | 1                | a      | 火      | 3,4    |
|  | 医療管理学・安全管理学概論         |        | 2      |        | 講義       | 1                | a      | 月      | 3,4    |
|  | 医療経済学                 |        |        | 2      | 講義       | 1・2              | b      | 月      | 3,4    |
|  | 医療保障政策論               |        |        | 2      | 講義       | 1・2              | c      | 水      | 4,5    |
|  | 医療経営学演習               |        |        | 2      | 演習       | 1・2              | c      | 月      | 1,2    |
|  | 医療情報学概論               |        |        | 2      | 講義       | 1・2              | c      | 水      | 3,4    |
|  | 医療情報システム演習            |        |        | 1      | 演習       | 1・2              | d      | 水      | 3      |
|  | 医療管理学実習               |        |        | 1      | 実習       | 1・2              | s      | 個別設定   |        |
|  | 地域保健学                 |        |        | 2      | 講義<br>演習 | 1・2              | b      | 火      | 1,2    |
|  | 地域保健学実習               |        |        | 1      | 実習       | 1・2              | s      | 個別設定   |        |
|  | 国際保健概論                |        |        | 2      | 講義       | 1・2              | b      | 火      | 3,4    |
|  | 国際保健学演習               |        |        | 2      | 演習       | 1・2              | c      | 火      | 3,4    |
|  | 国際保健実習                |        |        | 1      | 実習       | 1・2              | w      | 個別設定   |        |
| 特別講義(保健医療政策学)                                  |                       |        | 1      | 講義     | 1・2      | w                | 1月     |        |        |
| 産<br>業<br>環<br>境<br>保<br>健<br>学                | 産業環境保健学概論             | 1      |        |        | 講義       | 1                | a      | 木      | 5      |
|  | 環境保健学                 |        |        | 2      | 講義       | 1                | c・d    | 木      | 5      |
|  | 産業保健学                 |        |        | 2      | 講義       | 1・2              | c・d    | 木      | 2      |
|  | 環境中毒学                 |        |        | 2      | 講義       | 1・2              | c・d    | 木      | 1      |
|  | 産業環境保健学実習             |        |        | 1      | 実習       | 1・2              | s      | 個別設定   |        |
|  | 特別講義(産業環境保健学)         |        |        | 1      | 講義       | 1・2              | w      | 1月     |        |
| 共<br>通   | 医学基礎・臨床医学入門           | 2      |        |        | 講義       | 1                | a・b    | 月      | 1,2    |
|  | 公衆衛生倫理学               | 1      |        |        | 講義       | 1                | a      | 水      | 4      |
|  | 課題研究                  | 6      |        |        | 演習       | 1・2              | ※3     | 個別設定   |        |

【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(26頁～27頁／13. 授業科目一覧、14. 授業時間割)

**履修科目登録の上限**

(評価の視点2-4) 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限が設定されているか。

適切な授業科目履修のために履修科目の登録の上限は1年コース、2年コースとも年間40単位までと設定している。これは専門職大学院設置基準の第12条の上限設定に合致している。

【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(7頁～8頁／5-6. 授業科目の履修について)

**課程の修了等**

(評価の視点2-5) 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間(教室外の準備学習・復習を含む)等を考慮して、適切な単位が設定されているか。

本研究科では、講義及び演習は15時間～30時間をもって1単位、実習は30時間～45時間をもって1単位となっており、大学設置基準第21条の規定に合致している。

カリキュラムには長期の夏季や冬季に実施される実習も含まれるため、学習時間は年間を通じて分散できるような配慮がなされており、教室外での準備学習や復習を含めた学習時間を考慮したカリキュラムを編成している。なお、各科目における事前準備学習については、教育要項の授業計画(シラバス)に明記している。また、共通科目及び必修科目・選択必修科目はすべて前期に開講されており教育的配慮がなされている。

【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(29頁～77頁／15. 授業計画(シラバス))

(評価の視点2-6) 課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数が、法令上の規定や当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に則して適切に設定されているか。また、それらが、学生の履修負担を過重とさせないように配慮して設定されているか。

本専門職学位課程では「大学院学則」第7条及び第8条により修業年限を2年と1年の2つのコースとして定めている。これは専門職大学院設置基準第2条2項の「専門職学位課程の標準修業年限は、二年または一年以上二年未満の期間」という条項に基づきコース設定をしたものである。ただし、「一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。」との解釈に基づき、本専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対する教育としてその運用を認めている。

1年で修了できるコースについて、本研究科では出願の際に一定の社会人経験を満たした者に制限している。本研究科において1年コースを選択できる大学院生の実務経験としては、6年制大学卒業者や修士課程修了者であれば2年以上の実務経験、4年制大学卒業者であれば3年以上の実務経験である。対象となる実務経験は公衆衛生関連領域である行政機関、非営利団体、医薬品産業、医療機関を想定している。

なお、就業年数にかかわらず、2年コースの修了に求められる単位数も1年コースの修了に求められる単位数も同様に32単位以上である。修了要件に必要な32単位のうち6単位は課題研究であるため、そのほかの16単位が必修科目及び選択必修科目であり、そのほかに選択科目10単位が卒業に必要な要件である。本専門職学位課程の修了要件の単位数は、大学院設置基準の第15条に規定されている30単位以上の修了要件に合致するものである。

2年コースに比較して1年コースでは、半分の期間に2年コースと同じ単位を取得する必要があるが、課題研究6単位は1年間かけて取得、また、本専門職課程の学年暦は、1単位の科目がある関係もあり、前期の前半(a学期)、前期の後半(b学期)、後期の前半(c学期)、後期の後半(d学期)と4期に分けて科目を分散して配置していることで、履修期間が十分確保されており、過重な負担が生じないよう配慮されている。

また、学生一人に対して教員一人が「アカデミックアドバイザー」となって、履修指導の相談に応じている。学生は、アカデミックアドバイザーに履修科目の承認を得た上で、履修届を提出することになっており、学生一人一人に対して適切な履修指導が実施されている。

なお、1年コースに入学できる学生は、社会人経験者ということもあり、入学前に一部の関連知識を持ち合わせているケースが多く、過重な履修負担とならない一因にもなっている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-1 平成27年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科(専門職学位課程・博士後期課程)学生募集要項(4頁)
- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程

履修要項(27頁/14. 授業時間割) 、(19頁/11. アカデミックアドバイザー)、(92頁/履修届)

(評価の視点2-7) 課程の修了認定の基準及び方法が当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に応じて策定され、学生に周知・共有されているか。

本専門職学位課程の修了認定の基準については、必修科目及び選択必修科目22単位を含む合計32単位以上の修得により修了する。この修了要件の中には、公衆衛生の実務における問題解決に取り組むことを目的とした研究、すなわち「課題研究」(6単位)が含まれている。

なお、本専門職学位課程は、医療系学部出身者や非医療系学部出身者など多様な経歴の出身者の入学を受け入れているが、非医療系学部出身者に対する履修上の措置として、「医学基礎・臨床医学入門」(2単位)を必修科目として配置している。内容は、人体の構造と機能について理解するため、細胞レベルから臓器レベルに至るまでの解剖学、生化学、生理学などの基礎医学を学習するものである。なお、医療系学部出身者は、既にこの領域を学習しているため、同科目の履修をしなくても良いこととしている。この様な医療系学部出身者と非医療系学部出身者との教育上の配慮により、本専門職学位課程の修了要件が専門職大学院設置基準第15条の修了要件に満たさないなどの疑義が生じないように十分考慮し、本専門職学位課程の修了要件を「医学基礎・臨床医学入門」を含めて32(30+2)単位に設定している。

また、医療系出身者の定義を明確にするため、医療系学部出身者については、「医療系国家試験(医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、等)の各免許を取得するための所定の課程を修了した者、その他研究科委員会で認めた者」と履修要項に明記している。

これらの修了要件に関する情報は入学前の入学説明会で説明し、ウェブサイト上の履修要項で常に公開されている。入学後には新入生オリエンテーションと履修要項の配付により周知されている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(7頁～8頁/5-6. 授業科目の履修について)
- ・ 帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科 [http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate\\_school/sph/](http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate_school/sph/)

(評価の視点2-8) 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿ってなされているか。また、その場合、当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。

本専門職学位課程においては、専門職大学院設置基準第16条に基づく在学期間の短縮は行っていない。

### **特色ある取組み**

(評価の視点2-9) 教育課程の編成等に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

本教育課程の編成に関する特色は、グローバルスタンダードに則った公衆衛生分野の基本5分野を体系的に学ぶ教育課程を開学当初から備えてきたことである。さらに、各5分野の達成度と実務における問題解決能力を高めるため、全学生必修の「課題研究」を通じて教育を行う点である。この課題研究には、研究指導教員を中心に、通常的生活全般を支援するアカデミックアドバイザー、そして毎月全教員参加のもとで学生会議を開き、全ての学生の学習ならびにコンピテンシー到達状況について情報を交換するというチーム教育を採用している。また、複数の外部連携先と共同で教育に取り組むことも特徴である。

全領域の教員によるチーム教育を組むことができるのも、本専門職学位課程が日本初の医学部から独立した形式の公衆衛生学研究科を有し、各領域に教室や講座という壁がないことが大きな特徴として強調すべき点である。

文部科学省策定の「第2次大学院教育振興施策要綱」では専門職学位課程に関して、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象にした高度専門職業人の養成と国際通用性を求めている。本専門職学位課程では法律、経済学等、保健医療以外の分野を修めた学生も入学しており、入学前において社会人としての勤務年数が長い学生がほとんどである。そして国際通用性を向上させるために修得した公衆衛生の体系的知識や技能を用いて、海外の学生や研究者らと議論する機会を提供している。

カリキュラムの選択科目の一部で特筆すべきは、米国ハーバード大学との提携の下で毎年1月に実施している「ハーバードプログラム(特別講義)」である。これは同校の教授を招き、基本5分野について行われる1単位の集中講義である。授業が英語であるのに加え、授業中の討議も英語で行われる中で学生が参加している。この講義は正規カリキュラムであるが、学外者が履修・聴講することも可能である。こうした実践的な授業を通じて国際的に活躍するプロフェッショナル養成に力を入れている。さらにインドネシア大学、フィリピン大学、タイのチュラロンコン大学など、東南アジアの大学の公衆衛生系学部または研究科との連携を強化しており、今後も多様な経歴を持つ学生同士、そして海外からの学生や研究者らとの交流を通じ、国際社会の実践で通用する学

生の教育に努めている。これは本学の教育方針でもある「国際性」、「実学」を実現することでもある。

そのほか、本研究科の特色として、専門職学位課程を修了後に博士後期課程に進学することにより継続的な教育を受けられる体制をとっていることがあげられる。本専門職学位課程と博士後期課程の各科目における関連性については、別添資料の2-7の通りである。

今後の検討課題は、平成26年度より公衆衛生大学院教育における「コンピテンシー基盤型教育」の導入を実践している中で、教育導入については効果の評価結果を待つ必要がある。また、上記のようにカリキュラム編成については教員一同で取り組んでいるが、卒業後のキャリア教育等についてさらなる充実が求められる。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(75頁～77頁／15. シラバス(課題研究))
- ・ 別添資料2-6 帝京大学大学院公衆衛生学研究科第4回ハーバード特別講義の案内(フライヤー)
- ・ 別添資料2-7 帝京大学公衆衛生学研究科専門職学位課程と博士後期課程との授業科目の関係

(「評価の視点」2-1から2-9まで)

#### 【点検・評価(長所と問題点)】

本専門職学位課程の長所は、①「疫学」、②「生物統計学」、③「行動科学・健康教育学」、④「保健行政・医療管理学」、⑤「産業環境保健学」という公衆衛生の基本5分野の科目の基礎と発展的内容を体系的に学ぶカリキュラムがあり、グローバルスタンダードに則していることである。特に、これらの科目を座学で学ぶ受動的な手法ではなく、専門職大学院設置基準の第8条に規定されるとおり、実践的な教育に沿うような多様な教育方法を採用して能動的に学ぶ授業を提供している。

「課題研究(6単位)」は全学生の必修としており、授業を通じて身につけた基本5分野ならびに発展的な公衆衛生領域の科目の内容を、学生自ら駆使して問題解決に取り組む課題を実施している。この課題研究や勉学支援については、「アカデミックアドバイザー」が学生1人に対して教員1名がついて指導にあたる。そして「課題研究」には、学生の課題研究テーマに応じて少なくとも教員1名がついて、問題解決に取り組むプロセスと最終報告の指導にあたる。さらに、教員全員が月に1度学生会議を開き、全学生について情報を共有していくことで、教員による指導差の是正や学生の学習進度の共有を行って教育の質の確保に努めている。こうしたチーム体制による指導を行うことが本研究科の長所である。

体系的に身につけた知識と技能を発展させるべく連携している諸機関との協働、海外の欧米は

もとよりアジア諸国の提携先大学との交流を活かすことができるのが本学の長所である

問題点としては今後、こうした教育を受けた学生のキャリア教育などにも国内外の連携を活かしていく必要がある。

#### **【将来への取組み・まとめ】**

公衆衛生の基本5分野の科目を身につける能動的な授業方法についての開発に努め、社会からの要請に応じられる卒業生を輩出していく。さらに、課題研究を通じた公衆衛生学の体系的学びは今後もますますフィールドでの活動を発展させて高度専門職業人の養成に取り組んでいく。

このような教育実施過程を通じて、公衆衛生専門職大学院におけるコンピテンシー基盤型教育の開発と発展に寄与することを将来の取組みとしている。

## 2-(2) 教育方法等

### [現状の説明]

#### **履修指導及び学習相談等**

(評価の視点2-10) 学生の多様性(例えば、履修歴や実務経験の有無等。)に応じて、学生の学習に関する指導、相談が行われているか。

入学時に学生全員を対象としたオリエンテーションを行い、履修すべき科目、学習に関する指導を行っている。特に非医療系出身の学生に対しては、「医学基礎・臨床医学入門」を必修科目として履修させて、公衆衛生の実務者となるうえで必要とされる医学的知識を身につけさせている。

学生1人に対して教員1人がアカデミックアドバイザーとして割り当てられ、学生のこれまでの学習・職務に関する履歴に応じて個別に相談にのる体制をとっている。アカデミックアドバイザーは、毎月の学生会議で担当の学生について状況を報告し、教員間で学生の状況を共有することを通して学生の多様性に応じた指導を図っている。

必修科目となっている課題研究には一人から複数の研究指導教員が配置され、適切に課題研究を遂行できるよう指導をしている。

#### **【根拠・参照資料】**

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(7~8頁/5-6. 授業科目の履修について)、(19頁/11. アカデミックアドバイザー)

#### **授業の方法等**

(評価の視点2-11) 実践教育を充実させるため、現場における専門的な研究・調査・実習または双方向、多方向に行われる討論もしくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。

講義は少数の受講生と教員の間で行われ、教員・学生との間で議論を行えるようにしており、双方向の教育が行われている。

「データ解析演習」、「臨床試験演習」、「国際保健学演習」、「医療経営学演習」、「医療管理学実習」、「医療情報システム演習」、「国際保健実習」、「産業環境保健学実習」、「地域保健学実習」、「終末期医療実習」、「医療コミュニケーション学/健康行動科学演習」等の演習・実習科目、「課題研究」等で教員の研究・実践活動に直に接し、また、本学医学部5年生の科目である公衆衛生学実習等の実習補助としての参加を通して、国民や地域住民の健康維持・増進に関わる専門家としての自覚を養成している。上記の授業科目ではもちろん、科目名として「演習」や「実習」の名を持たない授業の多くにおいても、表2-11に示す教育学習方法を通して、専門性の獲得や現場に即応した知識・技能が身につく実践教育を施している。また、平成27年度より文部科学省高度人

材養成のための社会人学び直し大学院プログラムとして、「帝京大学産業保健高度専門職養成の大学院プログラム」事業の実施が決まっている。

表 2-11 演習・実習科目以外で平成26年度に実践教育を行った科目における実施内容

| 科目名           | グループワーク | 見学 | フィールドワーク | 実技演習 | 問題解決型実習 | 事例研究 | レポート作成 |
|---------------|---------|----|----------|------|---------|------|--------|
| 臨床疫学概論        |         |    |          |      |         | ○    |        |
| 国際保健概論        | ○       |    |          |      |         | ○    | ○      |
| 医療経済学         | ○       |    |          |      |         | ○    | ○      |
| 医療管理学・安全管理学概論 | ○       |    |          |      |         | ○    | ○      |
| 医療保障政策論       | ○       |    |          |      |         |      |        |
| 保健医療政策概論      | ○       |    |          |      |         | ○    | ○      |
| 地域保健学         | ○       |    |          | ○    |         | ○    | ○      |
| 産業環境保健学概論     | ○       | ○  |          |      |         |      |        |
| 産業保健学         |         | ○  | ○        |      | ○       |      |        |
| 環境中毒学         |         |    |          |      |         | ○    |        |
| 行動科学・健康教育学    | ○       | ○  |          |      |         |      |        |

【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(29～77頁/15. 授業計画(シラバス))

(評価の視点 2-1 2) 多様なメディアを利用して遠隔授業を行っている場合は、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野であって、当該効果が認められる授業を対象として実施しているものであるか。

(評価の視点 2-1 3) 通信教育によって授業を行っている場合は、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野であって、当該効果が認められる授業を対象として実施しているものであるか。

遠隔授業及び通信教育については実施していない。

(評価の視点 2-1 4) 授業の内容、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、授業のクラスサイズが、教育効果を十分に上げるために支障のないものとなっているか。

平成25年度は18人、平成26年度は17人の学生が入学しており、少人数での講義となっており、きめの細かい教育が行われている。平成26年度の実際のクラスサイズは、全員必修の「疫学」、「基

礎生物統計学」で 17人である。多くの選択科目は、少人数(5～15人)の演習形式であり、教育効果を上げるために適当な規模となっている。

演習室やセミナー室には、OA 機器、学内 LAN への無線接続などが整備されており、電子媒体の教材を各学生に貸与されているPCにネット配信し、講義中に活用するなどの方法を授業に取り入れている。具体的には、「基礎生物統計学」、「応用生物統計学」、「データ解析演習」では、各学生がPCを操作して統計解析の演習を行うが、この際にも受講生全員に目が届く体制で講義・演習を行っている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料2-8 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科専門職学位課程科目別履修者数一覧

#### **授業計画、シラバス**

(評価の視点2-15) 教育課程の編成の趣旨に沿って、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件及び一年間の授業日程等が明示されたシラバスが作成されているか。

本専門職学位課程では、全ての授業科目についてシラバスを作成している。シラバスでは、授業科目ごとに、科目名、単位数、配当学期、科目責任者などの基本情報に加えて、学習到達目標、授業の概要、授業計画及び内容(各回のテーマ)、事前準備学習、テキスト(教科書)・参考書、成績評価方法などを記載しており、学生の授業選択や自主的な学習に活用できるものとなっている。なお、学年暦(時間割表)は別途作成している。シラバス及び学年暦(時間割表)は入学直後のガイダンスにおいて配付して概要説明を行っている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(29～77頁/15. 授業計画(シラバス))
- ・ 別添資料2-1 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科専門職学位課程年間時間割

## 単位認定・成績評価

(評価の視点 2-16、2-17) 当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に応じた成績評価、単位認定の基準及び方法が策定され、それらが学生に対して、シラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。明示された基準及び方法に基づき、成績評価及び単位認定が、公正・厳格に行われているか。

本専門職学位課程では、必修科目7科目20単位と選択必修科目2単位を含む合計32単位以上の修得が修了要件になるが、特に、重視している修了要件として必修科目の「課題研究(6単位)」の単位修得であり、課題研究報告書の審査に合格し所定の単位を収めたものに対して最終的に学位を授与することとしている。

各科目の科目責任者は、試験・レポート、授業への積極的な参加等により総合的に成績評価を行い、単位認定を行っている。一方、課題研究報告書の審査は、課題研究評価方針に従って行われ、卒業判定会議を経て単位認定を行っている。

成績評価基準は、本大学院学則第18条により「学業成績の判定は、A(優)・B(良)・C(可)・D(不可)の4種を以てこれを表し、A(優)は80点以上、B(良)は70点以上、C(可)は60点以上、D(不可)は59点以下とし、A(優)・B(良)・C(可)を合格、D(不可)を不合格とする。」と明文化されている。

上記の4段階(A,B,C,D)の成績評価基準は、履修要項に掲載しており、教職員並びに学生に周知している。また、各科目の単位認定については、科目責任者(課題研究については指導教員)により、厳格に行われている。なお、単位認定の評価方法については履修要項の授業計画(シラバス)に記載されており、科目責任者(指導教員)が学生に事前に詳しく説明している。

卒業式の総代を決定する際の1つの基準として、Grade Point Average(GPA)を利用している。

### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-4 帝京大学大学院学則(第6章第18条)
- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(18頁/9. 成績評価)、((29頁～77頁/15. 授業計画(シラバス) 評価方法)

### 他の大学院における授業科目の履修等

(評価の視点2-18) 学生が他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位や当該公衆衛生系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該公衆衛生系専門職大学院で修得した単位として認定している場合、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令上の基準の下に、当該公衆衛生系専門職大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか。

本大学院学則第14条において「指導教授が教育上有益と認めたときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院等において、その授業科目を履修させることができる。」と明文化しており、他の大学院における授業の履修を認めている。

また、本大学院学則第14条の2において、「指導教授が教育上有益と認めたときは、研究科委員会の議を経て、入学する前に他の大学院等において修得した単位について、入学後の当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と明文化している。

上記の運用により、例えば大学院医学研究科社会医学系の出身者が本専門職学位課程に入学した場合、一部の関連科目の単位認定を認めることが想定される。

但し、大学院学則に記載の通り、研究科委員会において、本専門職学位課程の教育課程との整合性並びに教育水準が担保されているかに留意し、教育上有益と認めた場合、運用するものである。制度上は整備しているが、運用上は慎重に対応している。

学生から申請があった場合、上記の検討を行うが、今のところは申請された事例はない。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-4 帝京大学大学院学則(第5章第14条及び第14条の2)
- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(84頁/17. 帝京大学大学院学則 第14条及び14条の2)
- ・ 別添資料2-2 帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程

### 改善のための組織的な研修等

(評価の視点2-19) 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等を実施しているか。

平成23年度以降、ハーバード大学やオックスフォード大学等からの客員教授の講義を本学の専任教員が受講し、講義の改善に役立てている。この講義期間には、専任教員と客員教授間でのフォーマル/インフォーマル双方での意見交換が活発に行われ、公衆衛生学教育が直面している課題を共有している。また、平成5年より定期的に帝京・ハーバードシンポジウムをボストンまたは東京で開催している。第9回(平成26年9月4日開催)においては、アジア諸国(タイ、フィリピン、

インドネシア等)の公衆衛生第学位学部長等も交えて、今後の公衆衛生学教育の方向性に関する意見交換が行われた。この内容は、参加した教員の報告により教員全員で共有している。その他に、教育方法についてのFaculty Development(FD)を定期的に行い、継続的に教育内容の改善のためのとりくみを行っている(表2-3)。

表2-3 平成26年度 Faculty development (FD) 実施内容

| No | 開催日         | 講師             | テーマ  |
|----|-------------|----------------|--|
| 1  | 2014年4月3日   | 井上まり子          | 帝京大学 SPH の教育   |
| 2  | 2014年4月10日  | 山岡 和枝          | リーダーシップの教育・ Doctor of Public Health の教育                    |
| 3  | 2014年4月17日  | 井口 直樹          | Doctor of Public Health の教育・ マネージメント能力の教育                  |
| 4  | 2014年4月24日  | 山岡 和枝<br>原 邦夫  | Doctor of Public Health の教育<br>Master of Public Health の教育 |
| 5  | 2014年5月1日   | 中尾 睦宏          | Master of Public Health の教育                                |
| 6  | 2014年5月8日   | 原 邦夫<br>高橋 謙造  | Doctor of Public Health の教育<br>Master of Public Health の教育 |
| 7  | 2014年5月15日  | 井上まり子          | School of Public Health の教育について                            |
| 8  | 2014年7月24日  | 中田 善規          | TSPH 独立運営と学生の確保について  |
| 9  | 2014年9月25日  | 山村 朋子          | 帝京 SPH の求めるポートフォリオ・システムとは                                  |
| 10 | 2014年10月16日 | 高橋 謙造          | 新入学者に対する導入教育について   |
| 11 | 2014年10月23日 | 山岡 和枝          | コンピテンシー教育について  |
| 12 | 2014年12月4日  | 中尾 睦宏<br>高橋 謙造 | 課題研究コンピテンシー評価について<br>リテラシー教育セミナー (MPH 必修知識の基礎)             |

【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料2-3 帝京大学大学院公衆衛生学研究科Faculty Development(FD)委員会規程

(評価の視点2-20) 学生からの意見聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等。)が実施されているか。また、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備され、適切に反映されているか。

本研究科で身についた知識・技能・能力などの教育効果を測る目的で、講義終了時・最終試験前に授業評価アンケートを実施し、評価に基づいた講義の改善に努めている。アンケート調査は、期待される教育効果に関する項目別の習得度評価(選択式)などからなる。「少人数の講義」、「グループワーク、ディスカッションを取り入れ、学生に考えさせるような講義形態」などについて高い評価を得ている。本調査の結果は、全教員出席の教員会議で提示し、必要に応じてカリキュラム等の改善ができる仕組みを講じている。

また、アカデミックアドバイザーは、毎月担当学生と面談するため、学生の履修指導や学期中の勉学支援(授業の復習・補習等)、ならびに進路決定や就職活動等に必要となる情報提供・キャリア

ア相談等多様な学生の要望等をくみ取ることができる。学生の状況は、毎月報告書にまとめられ、教員全員に共有されるため、指導方針等を適切に改善していくことが出来ている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料2-4 平成26年度帝京大学公衆衛生学研究科授業評価アンケート用紙

（評価の視点2-21）学生の状況や各教員の教育内容及び指導方法等について、教員間で情報が共有され、それが更なる改善に結びついているか。

毎月の学生会議では、研究指導教員及びアカデミックアドバイザーが担当の学生について状況を報告し、教員間で学生の状況を共有することを通して学生の指導の継続的な改善をはかっている。平成26年度からは、「帝京大学LMS」というインターネットに繋がった環境があればどこからでも利用できる教育と学習支援システムを活用し、教材、学生の成果を教員間で情報共有することを通して、教育内容及び指導方法の改善につなげる取り組みを始めている。

複数教員、客員教員による講義、実習等が推奨されており、授業の質の担保に寄与している。また、新任教員の授業はシニアレベル教員により聴講されることもあり、直後にフィードバックが行われている。

#### 特色ある取組み

（評価の視点2-22）教育方法に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

課題研究を全員に対して必修とし、能動的な授業を多く実施することで、公衆衛生の実務能力の教育を行っていることが特色である。

コンピテンシー基盤型教育、問題解決型アプローチを教育手法として取り入れたところであり、今後これらの成果を検証する必要がある。

（「評価の視点」2-10から2-22まで）

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

＜本研究科の長所＞

学生一人に対して教員一人が「アカデミックアドバイザー」として割り当てられ、学生のこれまでの学習・職務に関する履歴に応じて個別に相談にのり、さらに毎月の教員会議で担当の学生について状況を報告し、教員間で学生の状況を共有することを通して指導に生かしている点である。これは、学生の多様性に応じた指導、相談を可能にする取り組みとして特筆すべき点である（評価の視点2-10）。

本研究科では、建学の精神に基づき、教育指針として、実践を通して論理的な思考を身につける「実学」を掲げている。実際に、演習・実習科目である「データ解析演習」、「臨床試験演習」、「国際保健学演習」、「医療経営学演習」、「医療管理学実習」、「医療情報システム演習」、「国際保健実習」、「産業環境保健学実習」、「地域保健学実習」、「終末期医療実習」、「医療コミュニケーション学／健康行動科学演習」に加えて、「臨床疫学概論」等の講義でも事例検討(ケーススタディ)、レポート作成を行うことを通して、公衆衛生系の共通の基盤となる、①疫学、②生物統計学、③行動科学・健康教育学、④保健行政・医療管理学、⑤産業環境保健学の5分野すべてについての実践教育を行っている点が特に優れている。これは、専門職大学院設置基準第8条第1項に定める、本専門職学位課程の目的を達成するための実践教育に合致している。さらに、「地域保健学」、「産業環境保健学概論」、「産業保健学」等の講義では、グループワーク、インターンシップ、見学、フィールドワーク、実技演習、問題解決型実習を通して、現場に即した学習を取り入れており、公衆衛生の専門職大学院における適切な教育方法を取り入れている点が長所である(評価の視点2-11)。

本研究科では、全ての授業科目についてシラバスを作成している。シラバスには、授業スケジュールなどの基本情報に加えて、授業の目的、授業計画及び内容、成績評価方法を掲載している。また、シラバスは本学のウェブサイトでの公表を行っており、積極的に情報の公開を行っている(評価の視点2-15)。

英・米国で公衆衛生教育の主流を担う客員教授達と意見交換できる機会が確保されていることは本学の最大の長所の一つである(評価の視点2-19)。

学生からのフィードバックを積極的に受け入れる点も、本学の長所としてあげられる。実際に、卒業生アンケートの結果を生かしてカリキュラムの改訂、追加等を行っている。また、アカデミックアドバイザーが各学生に配置され、学生個々の悩み等を聞き取る事ができるため、入学早期からのきめ細かいフォローが可能になっている(評価の視点2-20)。

帝京大学LMSの活用により、各教員の授業内容がある程度把握できるとともに、複数教員、客員教員による講義、シニアレベル教員による聴講、フィードバックにより、授業の質の担保、改善が行われている点は長所である(評価の視点2-21)。

学生への教育上の課題、希望等をリアルタイムに把握することが出来、定期的に教員全員でそれらを共有できる点が長所である一方で、LMS等の扱いに学生が慣れるまでに多少の時間を要し、情報伝達、共有に個人差が生じる点は検討を要する(評価の視点2-19から2-22まで)。

### **【将来への取組み・まとめ】**

すでに公衆衛生系専門職の教育方法に十分な努力を行っているが、さらなる公平性を実現するために、成績評価への申し立て手順の明示等を行っていく(評価の視点2-16、2-17)。

## 2-(3) 成果等

### 【現状の説明】

#### 学位の名称

(評価の視点2-23) 授与する学位は、公衆衛生系の実務分野の要請に応えうるような適切な水準のものであるとともに、教育内容に合致する適切な名称を有するものであるか。

本研究科の専門職学位課程における学位は「公衆衛生学修士(専門職)」(英語名: Master of Public Health (MPH))である。ちなみに博士後期課程の修了者には、「博士(公衆衛生学)」(英語名: Doctor of Public Health (DrPH))が授与される。

本研究科では、国際的な通用性に留意して、専攻名を「公衆衛生学」としており、米国の公衆衛生教育協会(CEPH: Council on Education for Public Health)が定めている認定基準に準拠する形で教育カリキュラムを組んでいる。従って、本専門職大学院の内容は米国型の公衆衛生専門職大学院に相当するものであり、本研究科が授与する学位は公衆衛生系の実務分野の要請に応えるための教育内容に合致する適切な名称を有している。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料2-9 帝京大学学位規程
- ・ 帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科/教育課程の特徴  
[http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate\\_school/sph/mph/feature.html](http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate_school/sph/mph/feature.html)
- ・ 帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科/博士後期課程の教育課程の特徴  
[http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate\\_school/sph/dph/feature.html](http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate_school/sph/dph/feature.html)

#### 学位授与の基準

(評価の視点2-24) 学位授与に関わる基準及び審査手続等が明文化され、それに基づいて学位授与が適切に行われているか。

専門職学位は、「本学大学院学則」及び「本学学位規程」に基づき、本研究科専門職学位課程を修了した者に授与される。研究者養成を目的とした修士課程ではないため研究論文を作成する必要はないが、「課題研究」を必修とするため、「課題研究」に関する情報(提出期限や最終報告会等の年間スケジュール)を履修要項に掲載している。また、本専門職学位課程の修了要件が明示している「大学院学則」を抜粋して履修要項に掲載している。学生には、入学時のオリエンテーションを通じて周知している。

なお、学位授与の最終判定については、研究科委員会において、学生一人一人が修了要件を満たしているかの報告が受けて承認を得るという手続きにより、厳格かつ公正に行われている。

本専門職学位課程のディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）については、表1-2-1に記載の通りである。

【根拠・参照資料】

- ・ 資料1-4 帝京大学大学院学則
- ・ 帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科/専門職学位課程/教育課程の特徴  
[http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate\\_school/sph/mp/feature.html](http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate_school/sph/mp/feature.html)
- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項

**修了者の進路の把握**

（評価の視点2-25）修了者の進路について把握し、適切に公表されているか。

修了者の進路状況については、修了時に学生に対してアカデミックアドバイザーによる調査やアンケート調査を行っており、全員分を把握している。調査で得た情報は、個人情報に配慮し、入試説明会や本研究科のウェブサイトにおいて課程・業種ごとに概数を公表している。また、オープンキャンパス・入試説明会において上記内容を、口頭で説明している。

平成25年度までの集計では、NPO職員1名、大学院博士課程進学4名、病院勤務(医師)4名、病院等勤務(看護師)2名、病院等勤務(助産師)1名、公的機関2名、大学等研究機関2名、民間研究機関2名、国際機関への応募2名であった。

【根拠・参考資料】

- ・ 帝京大学大学院公衆衛生学研究科オリジナルサイト/進路状況  
<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/career.html>

**教育効果の測定**

（評価の視点2-26）修了後の進路の状況等の実績や成果を踏まえ、当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に沿った教育効果を測る仕組みを整え、運用しているか。

修了者に対して、修了直後の進路及び講義、課題研究等に関してアンケート調査を行い、それらの結果を考慮して、運営の改善に努めている。

【根拠・参考資料】

- ・ 別添資料2-10 平成25年度帝京大学公衆衛生学研究科学生アンケート調査用紙

## 特色ある取組み

(評価の視点2-27) 教育成果、又は、教育成果を踏まえた教育の内容・方法等に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

本専門職学位課程においては、「コンピテンシー基盤型教育」、「問題解決型アプローチ」による教育を推進している点が特色である。

本専門職学位課程で学んだ教育成果を内外に情報発信するため、年度末に発表会を開催して「学外実習」や「課題研究」などの成果を各学生にプレゼンテーションしてもらっている。また、平成24年度より、指導を受ける学生のグループ指導制を取り、学生同士のディスカッションも促しているところである。

修了者及び在学生在が主体的に同窓会を組織しており、修了者や在学生の相互の交流、情報交換、継続学習を行っている。

なお、コンピテンシー評価については、社会の要請に応じて、今後、見直して行くことが課題である。

### 【根拠・参考資料】

- ・ 別添資料2-11 帝京大学大学院公衆衛生学研究科専門職学位課程コンピテンシー評価表

(「評価の視点」2-23から2-27まで)

### 【点検・評価(長所と問題点)】

修了者に対して、修了直後の進路および講義・研究課題に関してアンケート調査を行い、それらの結果を考慮して、運営の改善に努めている(評価の視点2-26)。

米国の公衆衛生教育協会(CEPH: Council on Education for Public Health)が定めている認定基準準拠の教育カリキュラムを設定推進しており、コンピテンシー基盤型教育、問題解決型アプローチにより、公衆衛生の実際の課題解決のための教育を推進している点が長所である(評価の視点2-27)。

今後の課題は、公衆衛生教育における評価方法である。これは、米国においても議論が行われている課題であり、提携校であるハーバード大学公衆衛生学部との交流においてもしばしば関心の的となる。評価基準を開発、運用しているところであるが、今後検討、改善を進めていく(評価の視点2-27)。

### 【将来への取組み・まとめ】

表2-3で記述したFaculty development (FD)活動をさらに充実させる取り組みとして、FD活動を経て開発した評価基準の運用に関して今後検討を進め、改訂していく予定である。また、平成

26年度後期から、学生の進路指導、キャリアパス等に関する相談窓口教員を設置し、更に、国際機関JPO（Junior Professional Officer）等の経験者の講演会も企画するなどして、即戦力として活躍できる進路開拓を支援していく予定である。

中長期教育効果の測定としては、修了後1年以上を経た修了生へのアンケート調査を計画し、現在アンケート調査票を作成中である。

### 3 教員組織

#### [現状の説明]

#### 専任教員数

(評価の視点3-1) 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているか。

本専門職学位課程では、その教育目的を達成するため、「疫学」、「生物統計学」、「行動科学・健康教育学」、「保健行政・医療管理学」、「環境保健・産業保健学」の5分野を設けている。

「疫学」には専任教授1名、「生物統計学」には専任教授2名、「行動科学・健康教育学」には専任教授1名、「保健行政・医療管理学」には専任教授4名(内訳は、保健行政学2名、国際保健学1名、医療管理学1名)、「環境保健・産業保健学」には専任教授2名(うち1名は疫学と兼任)を配置し、各分野にその専門家である教授陣を1名ないしは2名配置している。

平成26年5月時点の専任教員数は15名(教授9名、准教授1名、講師4名、助教1名)であり、設置基準で必要とされる専任教員数15名を満たしている。

#### 【根拠・参考資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(23頁～25頁)
- ・ 別添資料1-3 帝京大学公衆衛生学研究科専門職大学院パンフレット(3頁～5頁)
- ・ 基礎データ (表2)

(評価の視点3-2) 専任教員が、1専攻に限り「専任教員」として取り扱われているか。

(なお、平成25年度まで、「専門職」附則2が適用される)

平成26年5月時点の専任教員15名全員は、本研究科のみの専任として所属している。なお、大学の人的資源を有効に活用し、本研究科専任教員に加えて、学部の教員(教授2名、准教授1名)が兼任教員として一部の講義を担当している。

#### 【根拠・参考資料】

- ・ 基礎データ (表2)

(評価の視点3-3) 法令上必要とされる専任教員数の半数以上が、原則として教授で構成されているか。

平成26年5月時点の専任教授は9名であり、設置基準で必要とされる専任教員数15名のうち半数以上は教授であることを満たしている。

## 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(23頁～25頁)
- ・ 別添資料1-3 帝京大学公衆衛生学研究科専門職大学院パンフレット(3頁～5頁)
- ・ 基礎データ (表2)

## 専任教員としての能力

(評価の視点3-4) 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えている者であるか。

1. 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
2. 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
3. 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本研究科の教員として、「専門的な知識や経験、高度な技術や技能、研究上の成果」が求められるが、これらを推し量る尺度として、取得学位や資格等に関する履歴、論文執筆や学会活動等による研究活動、各種教育業績、学内外での活動実績、公衆衛生実践活動等により総合的に判断し採用・昇任等が行われている。

例えば、学位について、准教授以上は博士の学位取得を原則としているが、実務家みなし教員については、博士の学位を取得していることが望ましいにとどめている。資格については、医師、薬剤師、看護師等の国家資格や専門医、認定医等の学協会等各種団体の資格、学会認定資格を指す。研究活動においては、本研究科関連および学会以外の公的機関関連での研究活動や研究費獲得状況も含まれる。学内外での活動実績については、学内での各種活動に加え、公開講座や地域での啓蒙活動等が挙げられる。各種教育業績においては、講義実績や課題研究の指導状況の他に学生による授業評価等も含まれる。また、公衆衛生実践活動については、地域・職域・地方・国レベルでの公衆衛生実践活動や専門職としての活動が挙げられる。

以上のような判断基準により本研究科に採用されている専任教員の専門能力については以下のとおりである。

### 1) 疫学分野の専任教員

本分野は、高度の学問的蓄積を求められる分野であり、深い学識が必要とされる。博士学位を有する専任教員2名(教授1名、助教1名)を配置している。教授1名は十分な研究業績があり教育経験も豊富であり、米国公衆衛生大学院で疫学を履修し「米国公衆衛生学修士」の学位も取得している。

## 2) 生物統計学分野の専任教員

本分野は、高度な理論と確実な解析技能及び当該分野が関わる社会的背景についての十分な知識を前提にしており、これらの技術・技能を指導できる専任教員3名(教授2名、講師1名)を配置している。教授2名は、博士の学位を有し十分な研究業績があつて国立研究機関で長年当該領域の教育、研修を担当してきており、講師1名は主に臨床研究業務での豊富な実務経験を有している。

## 3) 行動科学・健康教育学分野の専任教員

本分野は、「精神保健学」、「心理行動科学」、「健康教育・社会学」についての学問的蓄積とその実務応用が豊富な分野であり、理論と理論応用について深い学識が必要とされる。博士学位を有し、十分な研究業績があつて実務経験・教育経験も豊富な専任教員2名(教授1名、講師1名)を配置している。また、2名ともに「米国公衆衛生学修士」の学位も取得している。

## 4) 保健行政学・医療管理学分野の専任教員

本分野は、その実務応用が広範多彩な分野であり、理論と理論応用について深い学識が必要とされる。十分な研究業績があつて教育経験も豊富な専任教員7名(教授4名、准教授1名、講師2名)を配置している。このうち6名は博士の学位を有しているが、特に「医療管理学」と「医療経済学」を担当する教授は医学に加えて経済学の課程を修了し、また米国で「経営学修士(MBA)」も取得していることに加え、長年大学病院の経営管理に関与してきた実務経験を有する。「国際保健」を担当する3名はともに世界各地での実務経験に加え、うち2名は「米国公衆衛生学修士」の学位も取得している。実務家教員の教授1名は、厚生労働省で長く行政の実務を担当してきた。「地域保健学」を担当する准教授は長期に及ぶ地域保健の実践経験と海外での研究経験ならびに保健行政における豊富な実務経験を有する。

## 5) 環境保健学・産業保健学分野の教員

本分野は、十分な研究業績と豊富な教育経験を併せ持ち博士の学位を有する専任教員2名(教授2名)を配置している。1名は、英国の産業保健研究機関での研究経験と米国公衆衛生大学院での「産業保健専攻修士」取得の教授(ただし疫学分野との兼任)であり、もう1名は「環境保健学」の専門家であり、博士の学位を有している。「公害監視センター」や「労働科学研究所」での実務や大学での教育経験も豊富であり、環境保健学の教授である。

以上、専任教員15名のうち、海外の公衆衛生大学院あるいは経営大学院修了者は6名、ほかに在外研究あるいは留学の経験のある者が2名、女性教員4名が含まれている。

### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(23頁～25頁)
- ・ 別添資料1-3 帝京大学公衆衛生学研究科専門職大学院パンフレット(3頁～5頁)
- ・ 別添資料3-3 帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規

### 実務家教員の割合

(評価の視点3-5) 専任教員のうち「実務家教員」について、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員が、当該分野で必要とされる一定の割合で構成されているか。

本研究科の実務家教員は、専任教員15名中5名であり、平成15年文部科学省告示第53号第2条の「おおむね3割以上」(基準上:5名)を満たしている。また、5名の実務家教員は、それぞれ医療機関のマネジメント、医療行政機関、国際保健のフィールド、地域保健のフィールド、臨床試験実務の領域等において5年以上の実務経験をもち、かつ、高度な実務能力を有している。

なお、本専門職学位課程の実務家教員は医療の専門職種として技術・技能を要する業務、あるいは医療の専門知識を要する業務に5年以上従事したものを条件とし、「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規」にて、公衆衛生実践活動における地域・職域・地方・国レベルでの公衆衛生実践活動、海外・国際機関における公衆衛生実践活動、専門職としての活動内容等を十分に確認のうえ、審査をしている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(23頁～25頁)
- ・ 基礎データ(表2)

### 専任教員の分野構成、科目配置

(評価の視点3-6) 当該公衆衛生系専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目について、原則として、専任の教授または准教授が担当者または科目の責任者として配置されているか。

専任教員の分野構成については、「専任教員として能力」の項で前述したとおりであるが、教育上主要と認められる授業科目(必修科目、選択必修科目、共通科目(公衆衛生倫理学、課題研究))8科目については、すべて専任の教授もしくは准教授が科目責任者として担当している。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(26頁、31頁～77頁(シラバス))

(評価の視点3-7) 教員の構成が、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮されたものとなっているか。

教員の年齢構成は、60歳代4名、50歳代3名、40歳代6名、30歳代1名、20歳代1名となっ

ており、特定の年齢層に偏ることなく配置されている（表3-1 参照）。

表3-1 専任教員の年齢構成（平成26年5月1日現在）

|     | ～39歳 | ～49歳 | ～59歳 | ～69歳 |
|-----|------|------|------|------|
| 教授  | 0    | 2    | 3    | 4    |
| 准教授 | 0    | 1    | 0    | 0    |
| 講師  | 1    | 3    | 0    | 0    |
| 助教  | 1    | 0    | 0    | 0    |
| 計   | 2    | 6    | 3    | 4    |

### 教員の募集・任用

（評価の視点3-8）教員の募集・任用の手続きについて、規程が定められ、適切に運用されているか。

教員の募集、採用、昇任についての基準等は、「帝京大学板橋キャンパス教員採用規程」、「帝京大学板橋キャンパス教員昇格規程」、「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規」に定められている。特に、准教授以上については、人事委員会を開催し、職種と分野により、候補者の教育歴や研究業績、実務経験歴等を厳選に審査し、選考を行っている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料3-1 帝京大学板橋キャンパス教員採用規程
- ・ 別添資料3-2 帝京大学板橋キャンパス教員昇格規程
- ・ 別添資料3-3 帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規

### 教員の教育・研究条件

（評価の視点3-9）当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、教育活動及び研究活動に配慮した授業担当時間、研究費、研究専念期間制度（サバティカル・リーブ）、任期制、テニユア制度等の導入等。）により、教員の教育活動及び研究活動に必要な機会が保証されているか。

本学で設定している授業担当コマ数は週6コマ（研究科長は週5コマ）である。設定している授業担当コマ数は博士後期課程を含む本研究科のみならず、本学の医学部、医療技術学部、他研究科の授業を担当した場合も含むものとする。他学部等の科目を担当する教員もいるため、設定している担当コマ数よりも多くなっている場合もあるが、全体としては、過度な負担にならないよう調整している。

各教員に対する研究費は毎年度、学校法人帝京大学教員個人研究費等規程に基づき適切に配分されている。本研究科における研究費は、職位により研究費(額)が設定されており、個人管理となっている。

なお、本学では、優れた研究を行っている若手研究者の研究活動の活性化を推進するため、平成26年度より、「帝京大学研究奨励助成金」の制度を制定した。同助成金の対象者は、「当該年度の科学研究費助成事業のうち、基盤研究(C)・若手研究(B)・挑戦的萌芽研究に申請し不採択となり、その時の審査結果が評価Aであること。」、「次年度科学研究費助成事業のうち、基盤研究(C)・若手研究(B)・挑戦的萌芽研究に申請予定の者。」など定められた5項目のすべての要件を満たした若手研究者である。平成26年度は、本研究科の教員1名が対象者として採用されており、研究費の支援を受けている。

また、本研究科が位置する板橋キャンパスでは、同キャンパスの教員を対象に、本部会計課助成係による説明会を毎年実施しており、科研費獲得の支援を組織的に行っている。

表 3 - 2 会計課助成係主催の説明会

| 説明会名                      | 開催年月日                 | 内 容  |
|---------------------------|-----------------------|--|
| 平成26年度科研費取扱説明会            | 平成26年9月3日・9月9日・10月27日 | 科研費に採択された研究者を対象に、各種手続きや経費執行上の注意点、本学における不正防止の取組み等を周知。                               |
| 平成26年度科学研究費補助金(科研費)取得セミナー | 平成26年9月29日            | 科研費獲得方法や申請書類の書き方のポイント・留意点について、外部の研究者や本学の審査委員経験者等が講演(本学臨床研究センターや女性医師・研究者支援センターと共催)。 |

更に、本学では、女性研究者研究活動支援事業の一環として、「女性研究者のための支援員配置雇用制度」があり、本研究科の女性教員が、平成25年度と平成26年度各1名同制度を利用して、研究補助の支援を受けている。

授業の時間割や担当時間等については、毎年適切な時期に研究科委員会での審議と教員会議での調整・周知を通じて最終決定される。特定の分野や教員に過大な負荷がかかると判断される場合には、当該分野や科目の補助担当者として新規の非常勤講師の採用について研究科委員会にて審議し補充するようにされている。

教員の評価に関しては、大学全体の評価指針に沿って「学生による授業評価」を実施しており、その結果や改善ポイントについては研究科長との個別面談を通じて各教員へフィードバックされている。なお、サバティカル・リーブやテニユアトラック制度等については導入していない。

【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料3-4 学校法人帝京大学教員個人研究費等規程
- ・ 別添資料3-5 帝京大学研究奨励助成金実施要領
- ・ 基礎データ（表3）

### **特色ある取組み**

（評価の視点3-10）**教員組織に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。**

専門職大学院の設置の趣旨及び本研究科の教育目的と理念に基づき、実務家を積極的に活用している。具体的には、「生物統計学」、「保健行政学」、「国際保健学」、「医療管理学」、「地域保健学」の分野に長年の実務経験ある各1名の専任の実務家教員を配置している。また、非常勤講師の中にも民間の研究機関や企業等で保健医療分野の専門職として従事する経験豊富な多くの実務家を各分野に配置している。

また、本研究科ではグローバルスタンダードの公衆衛生学の必須分野に十分な教員が配置されているが、内外の公衆衛生大学院から当該分野の教員を委嘱し、広範な分野の教育を担当している。具体的には、「ハーバード大学公衆衛生大学院」等の教授5名(基本5分野各1名)を客員教授、国立大学の公衆衛生学大学院の教授4名を非常勤講師、その他公衆衛生学領域の研究・教育機関の専門家2名を客員教授、1名を客員准教授として任用している。さらに広範な公衆衛生の専門家が直接最新の研究成果を教育に加えると共に、企業等の産業保健や地域保健の専門家等々が加わり現在の公衆衛生の諸課題に現実に取り組む状況を学ぶと共に、現場において学習研修が可能な体制になっている。本研究科ではこれらの前提として、「労働科学研究所」、「国立国際医療センター」との連携大学院の協定を結んでいる。

また、学生収容定員30名に対して、全教員数(専任教員、兼任教員、客員教授、客員准教授、非常勤講師)46名という高い教員比率を達成し、演習科目、実習科目、課題研究指導等において十分な指導が行える体制となっている。特に「課題研究」の指導においては、研究計画報告会、中間報告会、最終報告会といった主要マイルストーンに専門分野の指導教員のみでなく全専任教員が参加し共同で助言・評価のプロセスに関与している。このことによって、狭い専門領域での考え方に偏るのではなく公衆衛生そのものが有する多面的な問題解決の考え方や方法論の知識・技能を学生に対して身につけさせることができる。

以上のことは、本学の建学の精神に明記されている「実学」、「国際性」、「開放性」を重視する教育指針を反映したものである。

### **【点検・評価（長所と問題点）】**

本研究科の教員構成は、本研究科の教育目的に応じた編成になっており、また、専任教員数に関わる法令や専門職大学院設置基準第5条を満たしている。専任教員のうち、5名の実務家教員に

については5年以上の実務経験をもち、かつ、高度な実務能力を有している。また、専任教員の年齢構成は、特定の年齢層に偏ることなく配置されており、大学院設置基準第8条5項を満たしている。

さらに、本研究科の専任教員数は、設置基準で必要とされる専任教員数15名を満たしており、学生収容定員30名に対して、1:2 という高い専任教員比率を達成し、演習、実習、課題研究指導等において十分な指導が行える体制となっている点が特筆される。加えてハーバード大学をはじめ外部から優れた教員を招請しての受講の機会を作っており、実習、課題研究あるいは将来の進路決定の上でも直接に寄与するものとなっている。

他方、「環境衛生学・産業保健学」の分野責任者が「疫学」の分野責任者を兼任していること、必修科目である「環境保健学」を主に担当する教員の移籍が遅れていることが平成25年までの課題であったが、「環境保健学」については平成26年4月より教授1名を補充することができた。また、疫学に関しては「環境衛生学・産業保健学」の分野責任者が疫学の分野責任者を兼任している点は同じであるが、助教1名を専任として補充し、疫学に関しては連携大学院(国際医療センター)から客員教授1名、非常勤講師2名を任用し、実質的な負担は大きく改善された。さらに、「産業保健学」の分野において連携大学院(労働科学研究所)から客員准教授を1名、非常勤講師1名を任用しており、対策済みである。加えて、平成26年8月をもって「国際政策学」担当教授1名が退職したが、平成27年4月より「疫学」を専門とする教授1名の採用が決定しているため、さらなる改善が期待できるものとする。

### **【将来への取組み・まとめ】**

教授選定方法は現状で十分に機能し、かつ将来への問題は考えにくいため特に変更は考えていない。現状において、専門職大学院として求められている実務家教員の割合は満たしており、実務家育成において十分機能している。加えて平成26年4月に開設した博士後期課程での教育も開始され、実務家教育を担う研究者の育成にも力点を置いていくことが可能となった。

また、本研究科独自にファカルティ・ディベロップメント(FD)を行うことにより、社会のニーズに合致した教育科目の設置に努めている。平成26年4月にFD委員会を設置しており、今後は、より組織的、計画的な運営を行っていくことが課題である。

分野によっては専任教員が2名程度と少ない分野もあるが、全教員による部門横断体制による教育研究指導体制により補っている。しかし、新しく、ニーズが非常に高い分野であることもあり、将来的な教育の拡充のためには教員数の充実が必須であることは否めない。教育充実のため、各分野では外部資金を積極的に獲得し、特定教員による増強を促進している。

## 4 学生の受け入れ

### [現状の説明]

#### 学生の受け入れ方針等

(評価の視点4-1) 専門職学位課程制度の目的に合致し、かつ、当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に則した学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)、選抜方法及び手続が設定され、それが事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。

学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)、出願要件、選抜方法及び手続きについては、「帝京大学大学院公衆衛生学研究科(専門職学位課程・博士後期課程)学生募集要項」に明記するとともに、本研究科のホームページに公表している。ここでは、本専門職学位課程が求める学生像を以下のように定めている。

#### 専門職学位課程アドミッション・ポリシー (入学者受入の方針)

公衆衛生学研究科(専門職学位課程)は、患者や地域住民の健康回復・増進と、社会全体の健全な医療体制の持続的な発展と医療の質の継続的な向上に寄与するために、公衆衛生上の諸課題に対して指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができる高度専門職業人の育成を目指しています。

公衆衛生を学ぶということは、「人々の生命と健康にかかわる公衆衛生上の諸課題に対して総合的な問題解決を実践するための幅広い知識・技術と公衆衛生マインドを身につけること」であり、そのため人々の健康に関する関心や基礎知識だけでなく学際的知識・経験、社会的問題意識や論理的考察力、ならびにリーダーシップの基礎的素養が求められます。

従って、本研究科においては、学部教育や実務経験を通じて、次のような知識・資質を備えた学生の入学を希望し選抜します。

1. 基礎的な知識・学力・実務能力を有し、更にそれらを高度化しようという意欲のある人
2. 人々の命や健康に関心を持ち、病者・弱者に共感する心のある人
3. 論理的・合理的な思考を重んじ、物事を多面的に考えようとする人
4. 様々な背景の人々と協調し連携できる柔軟性に加えて指導力・実行力をあわせ持つ人

1年コースでは、保健医療関係の実務経験があることに加えて、保健医療の現状を正確に分析認識する意欲と能力を持ち、その改善のために自己の努力を惜しまないばかりでなく、他者と協同して実行する力を持つ者を選抜する。

2年コースでは、学部レベルの知識・学力を十分習得していることに加えて、人の命や健康に関心があり病者・弱者や社会に貢献したいという志を持ち、それを行うために自分自身の資質や能力を更に向上させようという意欲を持つ者を選抜する。

1年コースの出願に際しては、実務経験を有する必要があるため、6年生大学卒業者(医・歯・薬・獣医学及び修士課程修了者)では2年以上の医療機関などでの実務経験を必要としている。4年生大学卒業者などでは3年以上の実務経験を必要とする。全てのコースの志願者に対して、小論文(公衆衛生領域の基礎知識を問う論述式)、英語(TOEFL代替審査可)、実務に関する小論文と口述試験(面接)を実施し、入学者の選抜を行っている。

上記のアドミッション・ポリシーをはじめ、入試日程、学生募集要項を本学ホームページまたは研究科オリジナルサイトに掲載し、広く社会に公表しているほか、説明会を開催して入学希望者への周知を図っている。

また、毎年、志願者向け説明会を2～3回開催するとともに関連学会や民間主催のキャリアフェアに大学院紹介ブースを出展し、個別の進学相談等に応じている。志願者向け説明会に参加できなかった方に対しては、担当教員による個別説明の受付を行っている。なお、個別説明会については、帝京大学ホームページを通して随時、受け付けている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-1 平成27年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科(専門職学位課程・博士後期課程)学生募集要項
- ・ 帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科 [http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate\\_school/sph/](http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate_school/sph/)
- ・ 帝京大学大学院公衆衛生学研究科オリジナルサイト/入学試験 <http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/admissions.html>

(評価の視点4-2) 入学者選抜は、学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づいて行われ、実際の入学者選抜が適切な実施体制により公正に実施されているか。

「アドミッション・ポリシー」に基づいて入学者選抜を行っている。毎年入試委員会を発足し、入学者選抜試験問題の作成、入学者選抜試験の実施が行われている。

平成26年度入試の入試委員は委員長の他、作問委員2名と教授からなる面接委員で構成されている。また、その他に当日の試験担当として監督委員、採点委員も設けている。

また、入学者の選抜は学長、副学長と本研究科の教授で構成される判定会議(研究科委員会)において厳正かつ公正に実施され、学長の承認を経て決定されている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-1 平成27年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科(専門職学位課程・博士後期課程)学生募集要項
- ・ 別添資料2-2 帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程

- ・ 別添資料4-1 帝京大学大学院公衆衛生学研究科平成26年度生入試実施要領

### **定員管理**

(評価の視点4-3) 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数が、適正に管理されているか。

公衆衛生学研究科専門職修士(MPH)課程の入学定員は20名である。過去の定員充足率は平成25年度90%、平成26年度85%で、適切に管理されている。

なお、在籍学生数、収容定員に対する在籍学生数比率は平成25年度73%、平成26年度90%である。

#### **【根拠・参照資料】**

- ・ 基礎データ (表5)
- ・ 基礎データ (表6)

### **入学者選抜方法の検証**

(評価の視点4-4) 学生の受け入れ方針(アドミSSION・ポリシー)・選抜基準・選抜方法等について、継続的に検証する取組みが行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てるシステムがあるか。

学生の受け入れ方針(アドミSSION・ポリシー)、入学者選抜の方針等については、本研究科の専任教授で構成される研究科委員会で毎年協議されるとともに、専任教授の中から選任される入試担当委員長(任期1年)を中心として、入試科目の構成・入試問題作成・口述試験(面接)方法等について検討を行っている。

平成23年度募集から平成25年度募集における選抜方法は筆記試験(外国語・専門科目、小論文)、口述試験となっており、出願書類一式と併せて総合的に評価している。専門科目の筆記試験は①疫学・生物統計学、②行動科学・健康教育学、③医療行政管理学、④産業・環境保健学の4分野から3分野を選択して回答する。外国語の筆記試験は英語であり、平成24年度募集からはTOEFLによる代替審査を導入した。

また、平成26年度募集からは筆記試験を外国語と小論文にし、平成27年度募集からは従来個別に実施していた口述試験(面接)をグループディスカッション形式とした。志願者の入試機会の便宜を図るため、入学試験は秋期と冬期の年2回実施している。研究科委員会での検証は十分に行われており、多様な背景のある学生募集をするために改善されている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科 [http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate\\_school/sph/](http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate_school/sph/)
- ・ 別添資料1-1 平成27年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科(専門職学位課程・博士後期課程) 学生募集要項
- ・ 別添資料2-2 帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程

#### 特色ある取組み

(評価の視点4-5) 入学者選抜に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

基礎的学力に加えて、公衆衛生分野の高度専門職業人として活躍できる職能を涵養するにふさわしい資質を有するかどうかの適性判断を行うため、面接による口述試験が最も重視される。標準修業年限1年コースの入学者選抜においては、志願者の実務経験に基づく公衆衛生上の事例及び解決策に関する小論文の記述試験を求めている。その上で、口述試験において、入学志願者の実務能力や問題解決能力を評価している。筆記試験科目「外国語(英語)」については、TOEFLの成績を利用した代替審査を実施。1年コース受験者で、事前申請により試験結果や実務経験の内容によって、入学許可を2年コースに変更できるシステムが整備されている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-1 平成27年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科(専門職学位課程・博士後期課程) 学生募集要項

#### 【点検・評価(長所と問題点)】

標準修業年限1年コースの入学者選抜においては、必要とされる実務経験について募集要項に具体的に明記するとともに、志願者の実務経験に応じた選抜方法を工夫している点が評価できる。また、本大学院の入学者数は増加傾向にあり、本専攻の様々な取組みの成果と考えられる。

出願者は増加傾向にあるが、今後さらにより多くの人に関心を持ってもらい、優秀な学生の入学と輩出が公衆衛生専門家育成の側面からも期待される。そのためには、多くの出願者を確保することがまず重要である。一般社会人や各分野の大学生にも広報をする必要がある。特に医療・健康・福祉関係者以外にも、公衆衛生問題の多様性考慮して社会科学系専門の希望者も歓迎する方針である。さらに学生は国内だけでなく国外からも集める必要があると考える。そのために広報の努力が極めて重要であると認識し、平成26年度から広報部会を発足させた。

### **【将来への取組み・まとめ】**

学生の選抜方法については、本専攻設置後5年が経過することに伴い、過去5年間の選抜方法の総合評価を実施する。入学時と卒業時の成績に加え、学生生活でのどのような状況が最終的により良い卒業生を輩出するために必要なかをコンピテンシーの評価を加味し評価する。これらを踏まえ、必要に応じて平成28年度入試を目途に見直しを行う。

## 5 学生生活

### [現状の説明]

#### 学生生活支援・指導体制

(評価の視点5-1) 学生生活に関する支援・指導を行う体制が確立しており、各種の学生支援等が適切に行われているか。

学生生活全般については、入学時にオリエンテーションを行っている。学生一人に対して教員一人が「アカデミックアドバイザー」として割り当てられ、学習・課題研究の進め方や履修に関する相談、進路に関する相談、家族または自分自身の健康問題や奨学金も含めた経済的問題など学問への取り組みに支障がないかについての相談にのるという体制をとっている。「アカデミックアドバイザー」は最低月に1回面談等により学生の状況を確認することが義務となっている。さらに、オリエンテーションや研究発表会等の後に開催され、教員・学生が参加する懇親会の機会などに、全教員が全学生を指導するという研究科の方針を伝えている。なお、各教員の連絡手段として、学生には全専任教員のメールアドレスのリストを配付し周知している。学生向けのメーリングリストも設置して学生生活支援を目的とした情報共有に活用している。

健康相談や、心的支援については、キャンパス内に設置された「保健室」に、看護師が1人勤務しており、健康相談、病気や怪我の応急処置、病院や診療所の紹介などを行っている。また、定期健康診断を年1回実施し、疾病の早期発見と予防に努めている。

また、心や体に悩みを抱えた学生が気軽に保健室を利用できるよう「帝京大学学生生活案内キャンパスガイド」に記載して周知に努めている。常時学生の都合のよい時間帯に相談に応じる事ができるよう配慮しており、相談内容によっては、学校医との面接を行っている。必要に応じて、板橋キャンパス内に設置されている帝京平成大学臨床心理センターによるカウンセリングや心療内科を紹介している。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-5 平成26年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程履修要項(11. アカデミックアドバイザー 19頁)
- ・ 別添資料5-1 帝京大学学生生活案内キャンパスガイド2014

#### 各種ハラスメントへの対応

(評価の視点5-2) 各種ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それらについて学生への周知が図られているか。

本学においては、「学校法人帝京大学セクシュアル・ハラスメント防止規程」及び「学校法人帝京大学アカデミック・ハラスメント防止規程」に基づき、「帝京大学板橋キャンパスセクシュアル・

ハラスメント防止規程」及び「帝京大学板橋キャンパスアカデミック・ハラスメント防止規程」を整備している。

学生からのハラスメントについては、板橋キャンパス事務部学生課が相談窓口となっており、問題が発生した場合、適切に対応できるようになっている。なお、ハラスメントの相談については、4月のオリエンテーションで学生に説明しており、学部生及び大学院生に配付している「帝京大学学生生活案内キャンパスガイド」でも周知している

教職員からのハラスメントについては、従来、板橋キャンパス事務部総務課庶務係が窓口となっていたが、平成25年に帝京大学女性医師・研究者支援センターが組織されたことにより、同センターも相談窓口になっている。また、ハラスメントの相談については、新任教員に対して行われる新任教員対象説明会で説明しており、板橋キャンパスの全教職員に配付している教員便覧でも相談窓口を周知している。

ハラスメントの問題が生じた場合は、理事長の指示のもと、該当の委員会が招集されるが、委員会メンバーは、ハラスメントの内容、対象者(教職員、学生)等により、若干異なる。

教職員のハラスメントの防止対策の一環として、平成25年度に女性医師研究者・支援センターにおいて、ハラスメントに関するアンケートを実施し、調査の分析結果を研究科長にフィードバックしている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料5-2 帝京大学板橋キャンパスセクシュアル・ハラスメント防止規程
- ・ 別添資料5-3 帝京大学板橋キャンパスアカデミック・ハラスメント防止規程
- ・ 別添資料5-1 帝京大学学生生活案内キャンパスガイド2014 (32頁)
- ・ 別添資料5-6 帝京大学教員便覧 平成26年度 板橋キャンパス(63頁及び97頁)

#### **学生への経済的支援**

(評価の視点5-3) 学生が在学期間中に公衆衛生系専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、奨学金その他学生への経済的支援について適切な相談・支援体制が整備されているか。

学生の経済的支援のための制度としては、独立行政法人日本学生支援機構(旧日本育英会)による奨学金制度が挙げられる。平成25年度に1名、平成26年度に1名が第一種奨学金の利用をしている。

なお、平成26年度に本学の各研究科において、「日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除に関する学内選考規程」を整備したところである。学生からの奨学金の相談に関しては、板橋キャンパス事務部学生課学生係が窓口になっている。

また、学生生活担当の教員を定め、学外の奨学金募集情報を収集し、学生及び教員へ随時情報提供を行うとともに、次年度の入学予定者にも事務部を通して情報提供を行っている。

【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料5-4 日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除に関する公衆衛生学研究科学内  
選考規程

**進路等についての相談体制**

（評価の視点5-4）学生の課程修了後を見越したキャリア形成の支援に関して、進路選択等のために必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。

「アカデミックアドバイザー」及び進路支援担当教員や研究科長等が進路の相談を受ける体制をとっている。本専門職学位課程では課題研究が必修科目であり、研究指導教員が中心となって指導にあたるもとで具体的な公衆衛生問題解決を念頭にした研究課題に取り組む。課題研究は基本的に学生の問題意識に基づいて行われるものであるため、学生は研究指導教員から、修了後の進路にもつながる指導を受ける体制になっている。各指導教員は当該学生の適性に合わせた指導に留意している。

特に1年コースの学生については、元の職場に復帰する者がいる一方、本専門職学位課程修了後のキャリアアップを目指す者も少なくない。こうした学生に対しては、本人の希望に応じて、「アカデミックアドバイザー」及び研究指導教員、就職担当委員や研究科長等が進路の相談を受ける体制をとっている。

なお、本研究科主催で行政や民間から外部講師を招いてキャリアセミナーを開催したり、大学が費用を負担して民間が実施するキャリアフェアで在校生がキャリア相談を受ける機会を提供している。

表5 キャリアセミナー実施状況

| 日時          | 内容                       | 講師・参加団体   |
|-------------|--------------------------|---|
| 平成23年10月13日 | 研究科主催キャリアセミナー            | 講師：外務省国際機関人事センター担当者   |
| 平成23年11月23日 | 国際協力キャリアフェア<br>(在校生参加無料) | キャリア相談ブース参加団体：国際機関、政府機関、NGO、コンサルティング企業、他                      |
| 平成24年5月10日  | 研究科主催キャリアセミナー            | 講師：株式会社McCANN HEALTHCARE<br>WORLDWIDE, Japan, パブリックヘルス戦略プランナー |
| 平成24年11月10日 | 国際協力キャリアフェア<br>(在校生参加無料) | キャリア相談ブース参加団体：国際機関、政府機関、NGO、コンサルティング企業、他                      |
| 平成25年11月18日 | 研究科主催キャリアセミナー            | 講師：外務省国際機関人事センター担当者   |
| 平成25年11月30日 | 国際協力キャリアフェア<br>(在校生参加無料) | キャリア相談ブース参加団体：国際機関、政府機関、NGO、コンサルティング企業、他                      |

## 障がいのある者、留学生及び社会人学生等への支援

(評価の視点5-5) 障がいのある者、留学生及び社会人学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備され、学習支援・生活支援等が適切に行われているか。

大学棟本館は、初期設計の段階から「ハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)」に則り、バリアフリー対策を行っている。なお、本研究科において、支援が必要な者は現在在籍していない。

表5-5 本学板橋キャンパス大学棟本館におけるバリアフリー対策の例

- ・ 大学敷地出入り口から入館までの誘導床材の設置。
- ・ 溝蓋は車椅子等の車輪が落ちないものの設置。
- ・ 車椅子使用者のための駐車スペース(建物内)の設置。
- ・ 敷地内及び建物内の階段に手摺を設置。
- ・ 段差部分に十分な勾配をとった手摺付のスロープを設置。
- ・ 車椅子使用者が円滑に通行できる通路幅及び建物の出入り口(自動ドア)幅を設置。
- ・ 7基あるエレベータはすべて車椅子使用者対応型。また、操作ボタンには点字を設置。
- ・ 階段やエレベータとは別途に地下1階から5階までのエスカレーターを設置。
- ・ 各階に多目的トイレ(非常呼出付)を設置。
- ・ 講義室内では、車椅子使用者を念頭においたスペースの確保や机を選定。
- ・ 事務部カウンターには、車椅子使用者対応可能なローカウンターを設置。
- ・ 図書館内においてのゲート、書架の間隔など車椅子使用者が通行できる幅を確保。

本研究科において、障がいのある学生の在籍実績がないため、そのような学生に対する学修面の支援は行われていないが、全学的に取り組んでいる例として、手話通訳やノートテイカーの配置の実績がある。

また、心や体に悩みを抱えた学生が気軽に保健室を利用できるよう「学生生活案内キャンパスガイド」に記載して周知に努めている。メンタルケアの相談は、必要に応じて、板橋キャンパス内に設置されている帝京平成大学臨床心理センターによるカウンセリングを紹介している。

時間割や課題研究指導時間の柔軟な対応を諮り、社会人のため、所定年限で修了できるように柔軟な対応をしている。

外国人留学生に対しては、研究指導教員やアカデミックアドバイザーが学習・生活上の相談等に対応している。また、私費外国人留学生に対し、経済的負担を軽減するため、授業料減免制度(減免額20万円)があり、平成26年度においては1名が同制度の支援を受けている。

### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料5-5 帝京大学・帝京大学短期大学私費外国人留学生授業料減免規程

### 特色ある取組み

（評価の視点5-6）学生生活への支援・指導に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

各学生に対してアカデミックアドバイザーが1対1で配置されること、研究指導教員が1名以上配置され課題研究の指導を行うこと、教員全員で指導に取り組むことが特色である。

### 【点検・評価（長所と問題点）】

＜本学の長所＞

学生生活に関する支援・指導に関して、教員から学生への支援として、毎月行われる学生会議において教員間で各学生の状況を共有することを通して、各学生の研究・学習の参考になる学術的情報、求人情報、経済的支援となる奨学金応募に関する情報、研究費獲得に関する情報を提供するなど、各学生の事情を配慮した総合的な支援を行っている。また、各学生が研究科に所属するいずれの教員にも相談しやすい体制をとっている（評価の視点5-1、5-3）。

大学全体のハラスメント対策が整備されており、適切に運営されている。研究科独自の対策としても、各学生に対して配置される研究指導教員とアカデミックアドバイザーは別の教員が担当する体制をとることなどを通して、各種ハラスメントの温床となる閉鎖的な環境が生じにくいよう配慮している（評価の視点5-2）。

### 【将来への取組み・まとめ】

すでに教育に積極的にインターンシップを取り入れているが、今後も本学の各研究センターとの連携を強め、実務研修プログラムの開発と就業機会の提供を進めていく。また、公衆衛生の専門家が求められる就業先への広報活動をさらに積極的に行うことにより求人情報の獲得に努め、修了予定者の推薦を行っていく。社会のニーズを把握するため、就職後の修了生による体験説明講演や就職説明会などのさまざまな機会を作る必要がある。

## 6 教育研究環境

### [現状の説明]

#### 教育形態に即した施設・設備

(評価の視点6-1) 講義室、演習室及びその他の施設・設備が、当該公衆衛生系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか。

本専門職学位課程における講義は原則として大学棟本館5階にある講義室(定員約90名、151.75m<sup>2</sup>)で行っている。当該講義室には液晶プロジェクター、スクリーン、AV機器、書画カメラ(実物投影機)が設置されており、各自持参したPCやスライド教材等を用いて講義を行う。講義室内には、無線LANの環境も整備されている。

補助の講義室として、大学棟1階の学習室1-1室(定員約16名、28.56m<sup>2</sup>)や2号館B1階のゼミ室4(定員約58名、99.14m<sup>2</sup>)を利用することもある。また、学部と共通のゼミ室も利用できる。

この他に、PCルーム(3室)、図書館、共同研究施設が設置されており、本専門職学位課程の教育形態に対応できるよう、適切に整備している。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料6-1 帝京大学板橋キャンパス中央機器室の利用規則

#### 学生用スペース

(評価の視点6-2) 学生の自主的学習のための環境(例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等。)及び学生相互の交流のための環境(例えば、学生ラウンジ等。)が整備されているか。

大学棟本館5階に本研究科学生専用の大学院生室(公衆衛生大学院研究室, 124.22 m<sup>2</sup>)が整備されている。この部屋を研究、自習、学生の自主的な勉強会及び各種情報を掲示するスペースとして供している。学生一人一台個人専用のPCを貸与しているが、室内に、インターネット環境、スキャナー機能付きプリンターの設置など、学習環境の整備に努めており、専用の部屋として深夜24時まで使用を認めている。

学生の自主的学習のための環境として、図書館の閲覧室が開館日の24時まで利用可能である。PCルームも授業等で使用しない時間帯は積極的に開放している。また、870席ある学生食堂は、午後の食堂閉店後も、学生の自主学習及び学生相互の交流に利用できるよう22時まで開放している。更に、大学棟本館の各フロアには、学生が自由に利用できるオープンスペースを確保している。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料6-5 帝京大学図書館利用案内

- ・ 6-2 帝京大学板橋キャンパスPCルーム利用規程
- ・ 帝京大学ホームページ/図書館の紹介 <http://www.teikyo-u.ac.jp/introduction/>

### **研究室等の整備**

(評価の視点6-3) 専任教員の研究室の整備等、十分な教育研究環境が整備されているか。

本研究科の教員については、教授は個室(1室あたり約23 m<sup>2</sup>)を利用し、みなし専任教授と准教授は相部屋、専任講師及び助教は共同研究室を利用している。

大学棟本館6階フロア内にはカンファレンスルームが2か所設置されており、大学院の演習や論文指導、複数の教員による打ち合わせや教員と大学院生による打ち合わせ等に活用することが可能である。カンファレンスルーム等の共同利用の部屋については、セキュリティ管理システムにより教職員の身分証をICカード対応端末に翳すことで入室が可能となっており、都度、鍵を借りて開閉する手間がないように、効率化とセキュリティ管理が図られている。また、同フロアには、パーティションで仕切られた相談ブースを複数併設しているため、教員同士の打ち合わせや学生の相談については、そこで対応することが可能となっている。研究室内で学生の相談に対応する必要がないため、共同研究室内においても、研究等に支障がないよう常に静穏な環境が保たれている。

その他教育・研究用の環境として、学内LAN等による電子ジャーナルの利用や統計ソフトウェアSASの個人専用PCでの利用などが整備されている。

### **【根拠・参照資料】**

- ・ 別添資料6-6 帝京大学板橋キャンパス大学棟6階図面
- ・ 別添資料6-3 帝京大学板橋キャンパスLAN利用規程

### **情報関連設備及び図書設備**

(評価の視点6-4) 教員の教育活動及び研究活動並びに学生の学習のために必要な図書・学術雑誌・視聴覚資料等の資料及び情報インフラストラクチャーが適切に整備されているか。

本研究科においては、帝京大学医学総合図書館 利用規程により医学総合図書館を利用することができる。同図書館では蔵書数約22万冊、3,250種の学術専門雑誌、オンラインジャーナル約5,100誌、閲覧室(1,249m<sup>2</sup>、座席数490席)、個人用閲覧席(キャレル)、視聴覚ブース及び学習室を設置し、カウンターサービスは平日9:00～17:00、土は9:00～12:30であるが、月曜日から土曜日までカード認証により24時まで入館及び利用ができる(年始年末を除く)。職員不在となる夜間においても、自動貸出返却装置が設置してあるため、図書の貸し出し手続きは支障なくおこなうことができる。貸出延長についてはOPAC画面からも手続き可能である。教員及び学生は学内蔵書目録

検索(OPAC)及び文献検索データベース(医学中央雑誌、PubMed、SciVerse Scopus)を利用できる。Elsevier社 SciVerse ScienceDirect 及び Wiley Online Libraryなどの主要雑誌についてはリモートアクセスができる。

「公衆衛生」という学問領域を考えた場合には、医学のみならず法律・経済・社会学などの分野にも深く関わる可能性があるが、その場合にも総合大学である本学の利点を生かし、人文社会学系学部を有する他キャンパス図書館によるバックアップサービスを提供している。他キャンパスの蔵書は共通のインターネットOPACで検索することができ、利用したい図書があれば、画面から予約ボタンを押すだけで他キャンパスから板橋キャンパスへ配送され、板橋キャンパスの図書館で受け取ることができる、キャンパス間配送サービスもおこなっている。雑誌については医学総合図書館においてProQuest Public Healthを契約し、人文・社会科学系の学術雑誌へのアクセスを高めている。また、同図書館は国立情報学研究所(NII)のネットワークに参加しており、NPO法人日本医学図書館協会(JMLA)の加盟館として医学・医療分野の研究機関と緊密な協力関係にあるため、本学以外の機関との相互協力による文献入手のルートも確立している。さらに、インターネット学習支援ツールとして、LMSを導入し、講義資料などに常時アクセスできる環境を確立している。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料6-4 帝京大学医学総合図書館利用規程
- ・ 別添資料6-5 帝京大学図書館利用案内
- ・ 別添資料6-7 帝京大学LMSハンドブック(学生用)
- ・ 帝京大学ホームページ/図書館の紹介 <http://www.teikyo-u.ac.jp/introduction/>
- ・ 帝京大学医学総合図書館ウェブサイト <http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~library/>

#### 人的支援体制の整備

(評価の視点6-5) 当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に沿った優れた人材を育成するために、教育活動及び研究活動に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。

平成26年度現在、「Teaching Assistant(TA)」、「Research Assistant(RA)」の制度を設定していない。なお、平成27年度より、本研究科において文部科学省高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム「帝京大学産業保健高度専門職養成の大学院プログラム」事業の実施が決まっているが、同プログラムの教育補助業務として、Teaching Assistant(TA)制度を、また、研究活動への参加のため、Research Assistant(RA)制度の導入をそれぞれ予定しており、同プログラムを通して人的な補助体制と幅広い知識・経験を修得する場を提供する。

## 特色ある取組み

(評価の視点6-6) 教育研究環境の整備に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

教育研究環境の整備についての特色としては下記の事項があげられる。

1. 本研究科学生専用の大学院生室が整備され、各大学院生は占有のロッカー、デスクを利用できるほか、共通の談話スペースも設けられている。学問上の議論、私的な交流ができる環境であり、恵まれた学習環境と人的ネットワークづくりに有効な空間が提供されている。
2. 教育と学習を支援するシステム「LMS」を導入し、ポートフォリオを活用している。
3. 日本で長年教育・研究をしている中国人の専任教員がおり、留学生の教育支援及び学生生活支援を積極的に行っている。
4. 非医療系学生に対しては必要な医学的な知識が体系的に習得できるように医学共通科目を設けている。また、本学医学部5年生の「公衆衛生学実習」を2週間にわたり実習補助として参加することにより、国民や地域住民の健康維持・増進に関わる専門家としての自覚を養成している。
5. 修了生の進路状況を把握している。主な進路先については研究科オリジナルサイトで公開している。

### 【根拠・参照資料】

- ・ 帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科 [http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate\\_school/sph/](http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate_school/sph/)  
〔「評価の視点」6-1から6-6まで〕

### 【点検・評価（長所と問題点）】

<長所として特記すべき事項>

大学院教育に必要なセミナー室・ゼミ室を確保し、これらの部屋は無線LANによるインターネットへの接続や学内LANによる電子ジャーナルへのアクセスが可能な情報環境が整っている。自主的な学習環境として、学生には個人ごとにPC1台を貸与し、設備面では大学院生室や医学総合図書館が整備されており、大学院生室では自主的な勉強会が開催されるなど、有効に活用されている。専任教員の教育研究環境についても、情報環境を含め、十分に整備されている。

事務補佐員、技術補佐員等、現時点では十分な人的支援体制がある。そして、それぞれ高度な専門性を持ち、広い領域に及ぶ他分野が協働して、教育と研究に携わるといった環境が実現されている。一方、問題点として、事務補佐員、技術補佐員等はいずれも期間限定の雇用体系であり、財源も含め各分野・各教員が工面しているものであって、安定性において、難しさがある（評価の視点6-5、6-6）。

### **【将来への取り組み・まとめ】**

教育及び研究のため、空間、施設設備、人的ネットワークなどの環境は、十分に整備され、向上してきた。現状に満足せず、将来に向けて、財源確保をしながら、研究科委員会及び教員会議で、随時検討しながら、より一層教育研究環境を整備していく。

## 7 管理運営

### [現状の説明]

#### 事務組織の設置

(評価の視点7-1) 当該公衆衛生系専門職大学院を管理運営し、その固有の目的の達成を支援するため、適切な規模と機能を備えた事務組織を設置しているか。

本研究科の運営に係わる業務については板橋キャンパス事務部(以下「事務部」という)が統括している。事務部の組織は、教務課、学生課、総務課、図書課の4つの部署によって構成されている。本研究科に関する事務業務の中心となる人員としては、教務課大学院係であり、専任職員3名(係長1名含む)、パート1名からなり、この他に教務課医学部の課長補佐が兼務している。

教務課大学院係の主な業務としては、本研究科および医学研究科に関連する業務であり、委員会の庶務、履修要項・シラバスの作成、入学者オリエンテーションの準備、学籍管理、履修管理、成績管理、学位授与、授業評価の実施、講義室の管理、募集要項の作成、志願者向け説明会の準備等、教務関連及び入試業務全般に亘る。

学生課においては、学生証の発行、学生生活案内キャンパスガイドの作成、奨学金の相談、学生の健康管理等の業務を通して本研究科の学生生活を支援している。

総務課においては、教員の人事手続や労務管理、関連規程の管理、研究費等の予算管理、研究室や施設等の管理、研究助成等の業務を通して、本研究科の教職員との連携・支援体制をとっている。

図書課においては、教育・研究に必要な図書館資料の管理、学術情報の利用支援、図書予算の管理、図書館システムの管理・運営等の図書館全般の業務を通して、本研究科の教職員並びに学生を支援している。

なお、本研究科が位置する板橋キャンパス内には、本研究科の業務を所管する事務部の他に、大学本部の事務組織があり、本研究科を含む大学全般的な業務については、本部の各部署と連携して行っている。

表7-1 大学本部における主な業務

|   |
|---|
| 総務課：入学式・卒業式の企画運営、大学規程の管理、大学の庶務に関する業務等。  |
| 人事課：人事管理、就業規則の作成・変更、給与・健康保険等に関する業務等。    |
| 会計課：学納金管理、補助金等申請、事業報告・事業計画の取り纏めに関する業務等。 |
| 広報課：広報活動の企画・立案・運営、ホームページの制作・管理等。        |
| 入試室：入試広報活動の企画・立案・運営、入試の出願受付等。           |
| 情報センター：ITガバナンス、情報セキュリティに関する業務等。         |
| ※上記の他に、国際企画課、施設課がある。                    |

研究科運営に係わる業務全般については、研究科長からの指示や教務・入試担当教授らと互いの連絡を図りつつ業務内容に応じた事務的支援を行っている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料7-1 帝京大学板橋キャンパス事務部組織図
- ・ 別添資料7-2 帝京大学板橋キャンパス事務部組織規程

#### **学内体制・規程の整備**

（評価の視点7-2）当該公衆衛生系専門職大学院の教学事項に関する意思決定及び管理運営を行うための組織体制が整備されるとともに、その活動を支える規程が設けられ、運用が適切に行われているか。

本学大学院において、教学面に関する管理運営を適切に行うため、本学大学院学則第37条～第39条に則り、各研究科において研究科委員会を設置し、教育及び研究に関する重要事項を審議し、大学運営の円滑な遂行を図っているが、本研究科においては、「帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程」が、本研究科が設置された平成23年4月1日から施行されており、今日まで適切に運用されている。

本研究科委員会は、専任教授をもって構成されており、学長もしくは研究科長が招集して、議長となる。定例の研究科委員会は、月1回の頻度で、研究科長が招集して開催している。主な審議事項は、本研究科に関する学則や各種規程の改定、授業・指導及び修学全般に関する事項、学生の賞罰・入退学・休学・進級及び修了に関する事項、教育・研究に関する事項、自己点検・評価に関する事項などであり、審議した内容は、学長の決裁をもって決定する。入学試験判定の審議の際には、学長が研究科委員会を招集し開催して、その議長を務める。

なお、研究科長の選任においては、「帝京大学学部長等選任規則」において定められている。

また、特定事項を専門の委員会にその審議を委嘱することができる。例えば、教員の新規採用や昇任などの人事案件は、別途、人事委員会にて審議される。

研究科委員会で決定した事項や各種報告の場として、研究科教員会議を月に1回開催している。専任教員全員に加えて、必要に応じて兼担の教員も参加し、研究科の基本方針を周知徹底するとともに、日常の運営に係わる諸事項の協議や調整の場としている。さらに研究科教員会議のない週には毎週行っている医学部衛生学公衆衛生学講座との合同会議の場で簡単な連絡事項の報告を行っている。また月に1回行っている学生会議においてはアカデミックアドバイザー及び指導教員からも担当学生全員の学習状況や生活にかかわる状況等を報告してもらい、教員全員による学生指導に役立たせている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-4 帝京大学大学院学則(第37条～第39条)
- ・ 別添資料2-2 帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程
- ・ 別添資料7-3 帝京大学学部長等選任規則

#### 関係組織等との連携

(評価の視点7-3) 行政機関、非政府組織、非営利組織、企業、その他外部機関との連携・協働が適切に実施されているか。また、当該公衆衛生系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、そうした組織との連携・役割分担は適切に行われているか。さらに、他の公衆衛生系専門職大学院との連携は適切に行われているか。

本研究科において基礎となる学部は、医学部であり、また、大学院医学研究科においては、公衆衛生医学を主科目とする社会医学専攻が設置されており、これらの学部・研究科と密接に関係を保って、連携が適切に行われている。

例えば、医学部衛生学公衆衛生学講座とは、毎週1回、合同の教員会議を開催し、情報の共有を行うと共に相互の講義・実習等の打ち合わせ及びセミナーを開催し、教育・研究における協働体制をとっている。一方、医学研究科とは25年度までは疫学及び生物統計学関連の講義を、26年度以降は生物統計学関連の講義を大学院公衆衛生学研究科の教授が担当している。また、医学研究科博士課程学位論文審査にも審査委員として加わるなど、教育・研究面での協働体制をとっている。

外部機関においては、次に挙げる機関等との連携・協働を行っている。

##### 1) 連携大学院

連携大学院として、「国立国際医療研究センター」及び「公益財団法人労働科学研究所」と教育・研究等の連携・協力を実施している。これらの機関と本研究科との教育・研究交流が促進されることで、本研究科の教育研究活動が更に活性化する効果が期待されている。

なお、現在、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)」との連携について検討を進めているところである。

##### 2) 外部の実習先

- ・ バングラデシュ(ユネスコダッカ事務所、日本バングラデシュ友好病院等) (国際保健実習)
- ・ 笛吹市社会福祉協議会 (地域保健学実習)、東急ストア、テクノレント株式会社 (産業保健学)
- ・ サイトウ製作所 (産業環境保健学概論)、小名浜製錬株式会社 (産業環境保健学実習)
- ・ 医療法人社団パリアン (終末期医療実習)

### 3) 他の公衆衛生系大学院

先行する「京都大学」、「九州大学」、「東京大学」等の公衆衛生系大学院とは、「公益財団法人大学基準協会」の公衆衛生系専門職大学院でのワークショップに参加するなどし、公衆衛生系大学院に関する教育・研究や認証評価に関する意見交換を行っている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料7-4 公益財団法人労働科学研究所との連携・協力に関する協定書／覚書
- ・ 別添資料7-5 独立行政法人国立国際医療研究センターとの連携・協力に関する協定書／覚書

#### **特色ある取組み**

(評価の視点7-4) 管理運営に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

本学の「グローバルオフィス」との協働により、英国提携校との交流及びアジアへの海外展開としてフィリピン、タイ、インドネシアの大学等との提携、教員交流、学生交流などの国際交流を計るとともに、米国ハーバード大SPHとの交流を推進するなど、海外展開への長期的展望のもとに教育・研究を推進する体制を整えつつある。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料7-6 帝京大学海外提携校一覧

#### **【点検・評価（長所と問題点）】**

本研究科の運営全般に係わる業務については板橋キャンパス事務部が統括しているが、なかでも教務課の専任職員が教務・学生関係の業務を取り扱うとともに、事務長と共に教員会議等に出席するなど、必要な事務的支援を遂行しており、事務組織として適切な機能を備えていることから、大学院設置基準第35条を満たしている。

なお、現在、入試、就職、教務、広報などについて、担当委員を決めて実際の管理・運営を行っている。

#### **【将来への取組み・まとめ】**

引き続き、迅速かつ適正な意思決定と管理運営に努める。

## 8 点検・評価及び情報公開

### [現状の説明]

#### **自己点検・評価**

(評価の視点8-1) 自己点検・評価のための仕組み及び組織体制を整備し、適切な評価項目及び方法に基づいた自己点検・評価を、組織的、継続的な取り組みとして実施しているか。(「学教法」第109条)

公衆衛生学研究科内に平成23年8月に研究科長、専任教授4名、事務部課長1名の計6名を「自己点検・評価担当」に任命し、各年度の終了後に自己点検・評価に関する会議を毎年開催して検討すべき課題と改善策について協議している。この会議で課題として挙げられた項目については、毎月開催される研究科委員会にて審議し教員会議にて情報共有するとともに、改善策について実行可能なものは学期中ないしは翌年度の新たな運営方針として盛り込まれる。また、大きな変革をとまなう事項については別途FD活動の一環として教員全員で検討・協議を重ねる場を設けている。なお、平成24年4月より「自己点検・評価委員会」を設置した。

#### **【根拠・参照資料】**

- ・ 別添資料8-1 帝京大学大学院公衆衛生学研究科自己点検・自己評価委員会規程
- ・ 別添資料8-2 平成25年度帝京大学大学院公衆衛生学研究科専門職学位課程自己点検・評価報告書

(評価の視点8-2) 自己点検・評価の結果を学内外に広く公表しているか。(「学教法」第109条)

学校教育法第109条に合致するように、平成24年度から毎年、自己点検・評価委員会による一般的な自己評価・点検が行われている。この結果は平成26年度よりホームページに公表している。

#### **【根拠・参照資料】**

- ・ 帝京大学大学院公衆衛生学研究科オリジナルサイト  
<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/evaluation.html>

#### **改善・向上のための仕組みの整備**

(評価の視点8-3) 人材輩出先となる領域の関係者や修了生等から、意見や専門職域に関する社会のニーズ等を聴取し、適切に自己点検・評価に反映する仕組みが整備されているか。

本研究科の修了生を対象として、卒業時に授業などに関するアンケート調査を平成25年度から

実施している。既修了者の本専門職学位課程の教育体制への評価は概ね高いものであった。調査結果について教員会議で討議し、教育内容の改善に役立てている。さらに、在校生を対象として授業評価に関するアンケート調査を学期末に実施し、教育内容・環境、シラバスを改訂するための参考資料としている。卒業生を対象としたメーリングリストや、同窓会(平成26年度に立ち上げ)を通じて、修了生等から系統的に情報交換できる仕組みを整備している。さらに、人材輩出先となる領域の関係者からニーズ等を聴取し、得られた結果を自己点検・評価に反映している。

卒業生の就職した企業からの評価及び学生の就職先(ディマンド側)からどのような人材を求めているかについてのヒアリングに関しては個別の教員にて行っている。

### **自己点検・評価結果の基づく改善・向上**

(評価の視点8-4) 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、当該公衆衛生系専門職大学院の教育活動及び研究活動の改善・向上に有効に結び付けられているか。

本研究科では、平成24年度から毎年、「自己点検・評価委員会」による全般的な自己評価・点検を行ってきた。評価結果について研究科委員会で検討を行い、教育研究活動の改善・向上に結びつけている。協議の結果は研究科内の教員会議にて報告している。

#### **【根拠・参照資料】**

- ・ 別添資料2-2 帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程

### **情報公開**

(評価の視点8-5) 当該公衆衛生系専門職大学院の教育活動及び組織運営並びにその他の活動の状況について、学生、志願者及び一般社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。

本学のホームページ内に、本研究科の教育方針、教育課程の特徴、教員紹介、入学試験情報等について公開している。

なお、本研究科オリジナルサイトにおいては、平成25年度から管理体制を更新し、従来よりも柔軟で迅速な更新が可能となり、教員やイベントなどの詳細な情報について、公開している。

本学大学院や本研究科のパンフレットにおいては、教育研究活動や入学試験に関する情報を課程別に掲載している。これらのパンフレットやリーフレットについては学会や民間のセミナーでのブースの設置にて配布を行っており、ウェブサイト上でも公開(一部は英語版も利用)している。さらに、入学志願者向けの入学試験説明会を年1~2回実施している。

平成23年度から毎年、年報を冊子体として発行し、情報の公開を行っている。

また、年に数回行う学生の課題研究報告会は修了生にもオープンにしておき、そのあとに行う交流会では修了生の意見を聞くと共に在校生、教員とが交流し、情報交換、人的ネットワークを形成するよい機会を設けている。

#### 【根拠・参照資料】

- ・ 別添資料1-2 帝京大学大学院2015(医学研究科、薬学研究科、医療技術学研究科、公衆衛生学研究科)パンフレット
- ・ 別添資料1-3 帝京大学公衆衛生学研究科専門職大学院パンフレット
- ・ 別添資料8-3 帝京大学大学院公衆衛生学研究科博士後期課程パンフレット
- ・ 別添資料8-4 帝京大学公衆衛生学研究科専門職大学院パンフレット 英語版
- ・ 別添資料8-5 帝京大学公衆衛生学研究科専門職大学院リーフレット 英語版
- ・ 別添資料8-6 2013年度年次報告書
- ・ 帝京大学ホームページ/公衆衛生学研究科 [http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate\\_school/sph/](http://www.teikyo-u.ac.jp/graduate_school/sph/)
- ・ 帝京大学大学院公衆衛生学研究科オリジナルサイト  
<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/index.html>

#### 特色ある取組み

(評価の視点8-6) 点検・評価及びそれに基づく改善・向上の取組み、情報公開に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

本学では平成24年～25年に行った自己点検・評価から情報公開が不足していたことを省み、ホームページの充実と教員担当者の任命、を行うこととした。また、情報公開の充実をはかるため、学校説明会の回数を増やすこととし、平成26年度は合計3回の説明会実施と希望者には個別に授業参加できるように配慮した。

検討課題としては、卒業生の卒後の状況を継続的に把握する仕組みづくりが挙げられる。これまでも卒業生との個別の連絡により状況を把握してきた。また、一部では卒業生が就職した企業等からの評価を個別に聞く機会があった。しかし、卒業生や進学先・就職先から系統的に教育成果に関する意見を聴取するシステムがなく、その後の状況の情報に差がみられた。専門職大学院における専門職育成の成果として、卒業生の状況は重要である。また研究科としても卒業生の存在を重要視しているため、今後順次卒業生の卒後状況の継続的把握の仕組みを制定していく。これまでは教員から就職・キャリア関連担当を決定していた。今後は就職委員会として組織的、継続的に評価を行う予定である。

本学では点検・評価に基づき、卒業生の卒業時全員面談もしくはアンケートを行ってきた。本学の教育を経験した全員の学生の意見を参考にしながら改善と教育環境の向上に取り組んでいる点は強調したい。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

本研究科では「自己点検・評価委員会」を組織し、定期的に点検・評価を実施し、その結果を研究科の運営に反映するよう努めている。今後も自己点検・評価を継続的に実施し、大学基準協会による公衆衛生系専門職大学院認証評価機関による認証評価を受け、社会的な要請に応えるため本研究科全体としての質と活動性の向上に取り組んでいる（評価の視点8-1）。

修了時に授業内容等についてアンケート調査を行い、それらの結果を考慮して、運営の改善に努めている。しかしながら、平成25年度までは自己点検結果について一般に公開していなかったため、平成26年度より研究科オリジナルサイトで公開をしている。今後も自己点検・評価、外部評価の結果を報告書として随時公開するとともに、それらの内容で特に強調すべき点をより積極的に今後の広報活動に活用していくことを図る（評価の視点8-2）。

修了生については、メーリングリストや同窓会を通じて系統的に意見交換する体制が整っている。同窓会は設立されたばかりであるため、今後どのようにコミュニケーションの活性化に役立てるかなどについて、議論を深める必要がある。人材輩出先となる領域の関係者からもニーズ等の聴取を行っているが、系統的な情報交換システムは整っていないため、今後構築していく必要がある。また、就職説明会についても単に企業による情報提供ではなく、より効果的な形で実施していく必要がある。シンポジウムについては学生や修了生との協同となるよう図ることも含めて展開していくことが肝要と考える。この面での充実も図りたい（評価の視点8-3）。

上記の自己点検・評価の結果を考慮して、教育・研究内容の改善に役立てている。時代の変化に伴い、改善すべき教育関係の課題は多岐に渡る。意識の高い教務部会を中心とし、さらに委員会を設置し、組織的・継続的は本研究科全体の取り組みによって、教育内容・システムをさらに着実に進歩していくことを図る。現在、さまざまな形で国内でも公衆衛生系大学院が複数設置され、専門職業人育成という共通目標に向けて、各大学院がその特色を活かしながら切磋琢磨することが求められている。今後も国内、そして海外のパブリックヘルス領域の大学院の動向を把握し、交流を深めながら本大学院の価値を高めることを図る取り組みを行っていく（評価の視点8-4）。

本研究科の概要や専任教員の教育研究活動については、パンフレットやウェブサイト等を通じて情報を公開している。本研究科オリジナルのウェブサイトについては、情報量が少ないため、本研究科広報担当委員を中心として、内容の充実に向けて、改訂作業を続けている。本研究科の教職員及び修了生・在籍生それぞれが本専門職学位課程の役割・特色を理解できるよう、学内外

の研究・教育活動や社会活動に関する情報公開を積極的に取り組んでいる（評価の視点8－5）。

本研究科における点検・評価に関する長所の1つは、専門職大学院として1つの独立した機関として存在するため、自己点検・評価から改善にいたるプロセスが迅速である点である。15名の専任教員が任に当たっているが、公衆衛生学という幅広い領域としての多大な研究・教育業務に加えて組織運営・改革に力を注ぎそれを維持することは容易ではない。各委員会、または各分野で情報・ノウハウの共有、作業(ホームページ更新、オープンキャンパス運営、シラバス作成、授業評価、修了生・企業などのへのアンケート調査等)の定型化・効率化を推進し、本研究科が組織として活力を保ち続けていくための努力をしていくことを、教員及び事務部等、組織全体の協同として行っていきたい。また、米国のCEPHの認可基準に準拠したカリキュラムを提供することで、世界的にスタンダードな教育を行っている他大学との比較評価を容易にしている。自己点検を行う中で、公衆衛生教育におけるコンピテンシー基盤型教育の重要性を認識し、平成26年度から導入を開始したが、この新しい教育については、世界的に着目を集めつつあるものの、導入している大学はハーバード大学を含め、世界的にもまだ少ない。どのように点検・評価をし、教育の改善につなげていくかは今後の課題である。本研究科の教職員は公衆衛生学及び本研究科の発展に向けて講義や実習、研究指導などに努力を惜しむことなく、様々な課題に取り組んでいる。また多くの学生もそれに応えて、誠実に学び、知識を深め、視野と人脈を広げて社会的な活躍に向けて力を蓄えている。人々が安寧した生活をおくることができるより望ましい社会の目指す姿を問い、そのための課題に向き合っ公衆衛生専門職として力を尽くせる人材の育成に、今後も取り組んでいきたい（評価の視点8－6）。

### 【将来への取り組み・まとめ】

自己点検・評価の実施を1つの契機として、本専門職学位課程の目的に照らした教育効果を把握するため、修了生に対するアンケート調査を実施しており、この結果を具体的に授業結果などにフィードバックさせ、教育効果の把握に努める。さらにハーバード大学公衆衛生大学院など海外の大学との関係が強い本学においては、国内外の評価も視野にいれて本学の教育目標である国際化についてもグローバルスタンダードとなるように努力していく。具体的には以下の2点を予定している。

一つ目は海外講師による国際的な視点からのフィードバックである。本専門職学位課程では、毎年1月にハーバード大学、オックスフォード大学、ケンブリッジ大学、ダラム大学より選抜された教員が定期的に授業を行うことになっている。この機会を利用して、学外の先生方に授業終了後の試験の採点だけでなく、コンピテンシーを中心とした学生の評価、及び本学の学公衆衛生の評価を実施する予定である。これにより本学の授業及び学生の質を国際的にも通用するレベルに引き上げる。

二つ目は卒業生と卒後進路である進学先や企業からのフィードバックである。本学では実学を中心に教育を行っているため、実際の卒業後の進路での評価は非常に重要である。学外から定期的に評価を頂き、教育におけるカリキュラムとの相違を考慮し、次年度からの授業に応用していく。

これらの内外の評価を十分に大学院での授業内容に反映させ、国際性と実学をより強化していく。大学基準協会が公衆衛生系専門職大学院認証評価機関となったことに伴い、自己点検・評価を継続的に実施し、それに基づく認証評価を受け、国際的で実学的な社会的の要請に十分対応できるように大学院全体として質と活動性の向上に取り組んでいく。

## 終 章

この度の自己点検・評価によって、本専門職学位課程は教育研究目的に応じた体制のもとで適正に運営されており、「大学基準協会」の定める評価項目に関する事項については、すべての点について基準を遵守していることが確認できた。

特に以下の項目では優れた点が確認できた。

(1) 項目1-4については、本研究科は日本で唯一の医学部・医学研究科から独立した公衆衛生の専門職大学院である。また、専門職大学院としての実践的発展性を考え、保健医療を取り巻く社会システムと本学全体の戦略と結び付けながら様々な活動を行っている。疫学領域ではEBMに関する研究・実践を通じて「帝京大学EBMセンター」とのコラボレーションを推進し、生物統計領域では「Teikyo Academic Research Center」を通じて、医学部・薬学部・附属病院と共同で医師主導の臨床研究を促進している。加えて、国際保健領域では「Global Office」と協働し、本学全体の海外戦略の中で、欧米のみでなく東アジアやASEAN諸国の海外学術機関との提携や具体の交流(教員派遣、学生交流、共同シンポジウムの開催等)の中心的役割を果たしつつある。

(2) 項目2-3については、本研究科では公衆衛生学5分野を偏りなく開講している。この5領域は米国の公衆衛生大学院の認可組織である「Council on Education for Public Health (CEPH)」による認可基準として具体的に示されているが、それに準拠したカリキュラムを開学当初から採用してきた。

(3) 項目5-1については、学生一人に対して教員一人がアカデミックアドバイザーとして割り当てられ、学習・課題研究の進め方や履修に関する相談、進路に関する相談、家族または自分自身の健康問題や奨学金も含めた経済的問題など学問への取り組みに支障がないかについての相談にのるという体制をとっている。

(4) 項目8-6については、ハーバード大学、オックスフォード大学、ケンブリッジ大学、ダラム大学などとの連携である。毎年、教授陣を招聘して帝京ハーバード特別講義を行っている。また、公衆衛生教育における「コンピテンシー基盤型教育」の重要性を認識し、平成26年度から導入を開始したが、この新しい教育については、世界的に着目を集めつつあるものの、導入している大学はハーバード大学を含め、世界的にもまだ少ない。どのように点検・評価をし、教育の改善につなげていくかは今後の課題である。

一方、直ちに問題になる点はないものの、いくつかの項目については、今後、改善の必要性のあることを教職員で認識できたことは自己点検・評価の成果と言える。例えば、公衆衛生専門家が求められる就業先への広報活動をさらに積極的に行うことや社会のニーズを把握するため就職後の修了生による体験説明講演や就職説明会などのさまざまな機会を作る必要があることが認識できた。

本研究科が我が国で唯一の独立大学院で、グローバルスタンダードの公衆衛生学の必須領域を包括的に学ぶために設立され、それに沿って教育課程も編成されていることは未だ社会的に広く周知されているとは言えない。そこで今後は、公衆衛生学領域自身の内容とその重要性を我々の教育研究実践活動の充実と発展を通して広く社会に示すと共に、本研究科がわが国で唯一公衆衛生学の包括的な研究教育機関であることを広報・宣伝活動を強めるなどの組織的な取組みを強める所存である。

以上